

平成 25 年第 2 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 25 年 6 月 14 日

平成 25 年 6 月 18 日

平成 25 年 6 月 21 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (6 月 14 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会、開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町長諸報告	5
教育行政報告	7
議会報告	9
議案第 29号	10
議案第 30号	12
議案第 31号	13
議案第 32号	14
議案第 33号	17
議案第 34号	19
議案第 35号	20
議案第 36号	20
議案第 37号	21
議案第 38号	22
報告第 1号	23
報告第 2号	23
陳 情	24
散 会	24

第 2 号 (6 月 18 日)

議 事 日 程	25
本日の会議に付した事件	25
出 席 議 員	25
欠 席 議 員	25
議会事務局職員出席者	25
説明のため出席した者	25

開 議 宣 言	26
5 番 議 員	田原 重美	26
2 番 議 員	百田 輝子	30
1 番 議 員	田ノ上 真	33
1 3 番 議 員	藤 石 豊	36
9 番 議 員	今村 桂子	46
散 会	54

第 3 号 (6 月 21 日)

議 事 日 程	55
本日の会議に付した事件	55
出 席 議 員	56
欠 席 議 員	56
議会事務局職員出席者	56
説明のため出席した者	56
開 議 宣 言	57
議案第 2 9 号	57
議案第 3 0 号	58
議案第 3 1 号	59
議案第 3 2 号	60
議案第 3 3 号	61
議案第 3 4 号	63
議案第 3 5 号	63
議案第 3 6 号	64
議案第 3 7 号	65
議案第 3 8 号	66
陳 情	67
委員会の閉会中の継続調査について	68
議員の派遣について	69
閉 会	69

議事日程(第1号)

平成25年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第12 議案第35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第14 議案第37号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第38号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 報告第 1号 平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第17 報告第 2号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第18 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

- 日程第 7 議案第 30 号 平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 31 号 平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 32 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第 33 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 11 議案第 34 号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第 12 議案第 35 号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 13 議案第 36 号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 14 議案第 37 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 15 議案第 38 号 平成 25 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 報告第 1 号 平成 24 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 17 報告第 2 号 平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 18 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書

出席議員（14 名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（地域振興課）・・印 藤 勝 人
理 事（図書館長）・・今 泉 智 明	理 事（公民館長）・・安 川 敏 幸

総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕
住民課長・・・・・・・・合 屋 勝 秀
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也
上下水道課長・・・・・・・・石 井 浩 二
社会教育課長・・・・・・・・川 津 政 文
総務課参事・・・・・・・・満 行 誠

まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人
子ども教育課長・・・・・・・・稲 永 修 司
出納課長・・・・・・・・大 塚 信 夫
監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。去年の6月議会は、田植えの水の心配をしておりましたが、ことしは、また水がないようですが、来週から雨模様のようにございます。安心できるんじゃないでしょうか。

私ごとでございますが、私はことし生死の心配をしておりました。何とか6月2日に退院しました。その間、入院中にお見舞、励ましの言葉、励ましの言葉というよりも、お叱りの言葉が多うございましたけど、御迷惑かけまして、いろいろありがとうございました。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思しますのでよろしくをお願いします。

ただいまから、平成25年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。先ほど、議長のほうから申されましたように、先日、佐谷の運動公園の貯水池に行ってまいりましたけど、非常に水が減っておりまして心配しておりました。しかし、来週から雨ということで安心しております。

では、議運報告をさせていただきます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

6月7日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成25年第2回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された案件は、議案が10件、報告が2件、陳情が1件、閉会中の組合議会報告2件でございます。委員会付託については、議案第29号及び議案第38号を予算審査特別委員会に、陳情については文教厚生委員会に付託いたします。残りの案件については各委員会に付託いたします。

会期は、本日6月14日より6月21日までの8日間といたしております。

一般質問は、6月18日午前9時より行います。なお、一般質問終了後、全員協議会を特別会議室において開催いたしますので、御集合よろしくようお願い申し上げます。

現場視察については、6月17日の午前9時30分より行いますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から6月21日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を、本日から6月21日までの8日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 第2回の本会議を招集いたしましたところ、全議員おそろいで御出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは、諸報告を申し上げます。

校区コミュニティの方向性について

前回の3月議会で、今村議員より、校区コミュニティの方向性という一般質問を受けて、答弁させていただいたわけですが、主な趣旨、質問の要旨といたしましては、新たに任用する事務局長の位置づけ、あるいは選考方法、それから新規事業の計画、コミュニティの方向性についてではなかったかというふうに思っております。

今回、重複する部分もあるかと思いますが、これから須恵町のまちづくりを考える上でコミュニティの位置づけが最も重要になると思われまますので、私自身のコミュニティに対する期待と今後の方向性、あるいは可能性について述べさせていただきたいと思っております。

各コミュニティとも、5月中に総会、推進会議が開催されまして、3校区同時に事務局長を交えた新体制でスタートいたしております。平成13年の開設当初は学校支援的な色合いが濃くて、学校教育と社会教育の連携、融合、事業内容の見直し、行政区間の格差の是正、新たなまちづくり参画者の発掘、また問題となっておりました合併を予測した新しいコミュニティエリアの構築などが主たる狙いでした。コミュニティ事務局も開設以来12年を経過いたしております、関係各位の御尽力によりまして、初期の目的を達成するに十分な成果を残していただいていると確信をいたしております。

議員各位も御存じのように、一昨年10月、11月の2カ月間、全20行政区を訪問いたしまして、まちづくり懇談会を実施いたしました。

また、昨年は、町全体や校区単位でワークショップを開催いただきまして、各行政区や小学校区での成果や課題、問題点を抽出いたしまして、行政と住民がどのような形で協働できるかの検

証を行ってまいりました。

意見として出されたものは校区によっても違いますが、第三小学校校区においては空き家対策、買い物不便地域の解消、行政区の再編成、少子高齢化、環境、福祉、防災、防犯等の対策が議論されました。また、第一小・第二小校区では組合加入率の問題、子供会活動の問題、市街地の整備、交通事情、安全安心、環境福祉対策などが課題として提案をされました。こういった事情を鑑みますと、従来、まちづくりは行政が中心となって担ってまいったわけですが、近年では、住民、企業、NPOなど、民間主体によるまちづくりの取り組みが活発になってきております。まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

一方、全国的にも人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費等の増大、行政の財政状況は逼迫しつつあることから、民間による自主的な取り組みの公的な側面に着目し、こうした取り組みを促進すること、いわゆる協働のまちづくりが重要視されてきております。

国においても、諸法律が改正されまして、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度の創設が盛り込まれておりまして、都市再生特別措置法の改正によりまして、団体支援制度や道路空間を活用して、にぎわいのあるまちづくりを実現する制度が創設されました。これによりまして、民間にとっては、まちづくりの取り組みが展開しやすくなりまして、行政にとっては、民間主体の取り組みによるにぎわいの創出や、公共施設等の整備、管理の負担軽減が期待されているところでございます。

本町としては、平成の声とともに生涯学習によるまちづくりを提唱し、その集大成としてコミュニティ事務局を設置し、官民協働事業を教育部局中心に展開してまいりました。現在では、環境・福祉・防災・防犯など、教育部局以外での取り組みや検討も始まっておりまして、組織や事業形態の再構築の段階に来ていると考えております。

そういったことを踏まえまして、「地域の課題は地域で解決する」を基本といたしまして、校区コミュニティの活動を地域自治の核として、その裾野を広げまして、地域間交流や世代間交流はもとより、地域自治の各領域や行政サービスが届かない空白部分を、行政・住民・地域団体・企業等が協働いたしまして地域サービスを提供する新たな公共づくりを目的とし、今後、校区コミュニティとの協働施策及び各事業を全体的に、また、詳細にわたって立案するには、行政各課も主体的にかかわりを持ち、検討することが求められていると思っております。

次に、校区コミュニティの推進意義と方向性ですが、校区コミュニティの目的は、さまざまな地域課題を解決し、校区単位の住みよいエリアを構築することです。住みよいエリアの構築には、生活にかかわるさまざまな分野の取り組みが必要となります。

現在、校区コミュニティの認識は、学校と地域のつながり、子供を中心とした取り組みを続けていくことが主であると考えられておりますが、それらは住みよいエリアにするための一部で

ありまして、その他多くのことが存在することは、コミュニティー関係者を含め、全ての住民及び行政が認識する必要があります。今後は、前述したさまざまな課題、あるいは問題点を校区単位で捉え、地域にとって必要なものを精選し、事業展開をしていく必要があります。

ただし、中には校区単位で効果が薄い事業もあります。そういったものは、引き続き、身近なエリアである行政区単位で進め、地域課題の内容に即したエリア選択においても、行政区と小学校区で検討、選択しながら、より質の高い事業を展開していく必要があると思っております。

今後、須恵町の特色でもある校区コミュニティー事業の進展に期待をいたしまして、町長報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 今、方向性について、いろいろ説明をいただきました。その中で、今後、事業を精査していかなければいけない事業もあるということで、その連携を具体的に、まちづくり課が一応、窓口になると思うんですけど、そことコミュニティーの事務局長との間で具体的な会議等を行って決定していくということによろしいですか。

その前に、コミュニティーの中で、推進会議とか役員会議の中で決定をされた事項について、また、役場の方向性とかを、お互いにその場で話し合いをして決定していくということで、事務局長がその連絡役ということによろしいんですか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 先ほど申しましたように、エリア、エリアで、その特色ある事業を展開していただきたい、それが最大なる目的であります。

だから、事務局長を中心に、その校区の特色性を生かした事業の展開をしていただき、事務局長会議という横の連携の中で、それぞれ調整を行っていくということをございまして、行政から何をせれ、あれをせれ、これはだめだとかというようなことは、極力避けていきたいというふうに思っております。各コミュニティーの主体性を生かしていきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） ほかにありませんか。——これにて質問を終結します。

日程第4．教育行政報告

議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。平松教育長。

教育長（平松 秀一） おはようございます。

先の議会のときに教育施策並びに今回の議会の始まります前に、点検評価報告書を皆さんのほうに御報告申し上げて、概略と申しますか、昨年1年間やった内容、本年度以降やっていく内容

については、お知らせした中身でございますけども、6月議会においては教育行政報告をやるということになっておりますので、若干、お手元にお配りした資料とダブるかと思っておりますけども御説明申し上げたいと思います。

昨年度、当町で実施しました事業の成果と課題につきましては、先ほど申しましたように、お手元にお渡ししたところでございます。成果といたしましては、評価委員であります福岡教育大学特任教授、谷教授からも指導助言を受けておりますが、須恵町が推進する社会教育と学校教育が連携した教育システムについて、高く評価をいただいているところでございます。

中嶋町長の英断による児童福祉と学校教育の一元化事務システムの実施や、生涯教育を理念とした地域コミュニティによる学校支援の先見性、幼稚園、保育所の教育システムの一元化、全町で実施しておりますオアシス運動、地域ボランティア活動によります生活規範指導員制度の実施、また定着、就学前保育教育から中学校終了まで継続実施している「成長の足あとカルテ」の定着などなど、他市町にない連動した教育システムとして、教職大学院の授業において、教材として活用したいとの申し出を受けております。

また、このシステムを須恵町のみにとどまらせることなく、福岡教育事務所を通して他市町村へ有益性を発信し、地域と一体になった教育行政のあり方を示すことが大切であると評価を受けているところであります。

しかしながら、教育行政全般で見ますとまだまだ課題も多く、社会教育においては子供会育成会活動の活性化、体育協会を核とした生涯スポーツの活性化、文化協会を核とした文化事業の活性化と若年層の参加増対策、学校施設や社会教育施設を利用したジュニアスポーツのあり方等の研究が掲げられます。

学校教育においては、さらなる生活規範指導員の充実、あるいは学校における学力向上への取り組みが掲げられます。学力に関しましては、昨年4月に実施されました全国学力学習状況調査においては期待する成果には届きませんでした。昨年未から本年1月にかけて実施しました実力テストにおいては、各校とも大きく伸び、全国平均を上回る成績を上げることができました。

ただ、毎回のテストの成果に一喜一憂することなく、各校における足りない部分の分析を的確に行い、1人でも多くの児童生徒にわかる喜びを与え、学習意欲を高めることが大切であると判断しております。

昨年から試行しておりました、すくすくプロジェクトにおける就学前児童に対する論語の素読、そろばん教室、鉛筆の持ち方指導等を平成25年度から本格実施させていただいたことは、当町が目指すゼロ歳から義務教育までを教育の第1ステージと捉え、積極的に支援するシステムが完成したと判断しております。

教育施策に掲げております心の教育、「感動・感謝・共感する心の教育」を柱としながら、

「安心して住める町」「住んでよかったと思う町」「子育てするなら須恵町で」を実現するために教育関係のみならず、あらゆる団体と連携協力しながら夢の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

議長（三角 良人） これより、教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。――質問なしと認めます。

日程第5．議会報告

議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告をいたします。

去る5月27日午前10時より、クリーンパークわかすぎ会議室におきまして、平成25年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので報告をいたします。

議事日程及び議員名簿につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

組合議会議長に篠栗町の阿高議員、組合議会副議長に粕屋町の長議員が選出されました。また、組合監査委員に当須恵町の長澤議員が選出をされました。

以上で報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成25年5月30日に粕屋南部消防本部において、第2回臨時会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

本年度は組合議会の役職変更のため、議長、副議長の改選があり、組合議会議長に粕屋町の進藤議長、組合議会副議長に宇美町の白水議長が選任されております。

議案第7号粕屋南部消防組合監査委員の選任について。前監査委員の任期が平成25年5月29日で任期満了となったため、後任委員の選任について議会の同意を求めるものであり、後任委員には須恵町の三角議長が選任され、全員賛成で同意されています。

議案第8号専決処分の承認については、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し規約を変更することについて議会の議決を求められたが、組合議会を招集する時間がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、これを報告し承認を求めるもので、全員賛成で承認されました。

議案第9号専決処分の承認については、粕屋南部消防組合消防本部の機構改革により、給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、組合議会を招集する時間がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、これを報告し承認を求めるもので、全員賛成で承認されました。

議案第10号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、第4次粕屋南部消防組合消防力整備計画に基づき、消防力の増強を図ることを目的に同条例の改正を行うものであり、3名の増員を行うものです。161名を164名に改めるものです。また、この条例は公布の日から施行するものです。全員賛成で可決されています。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第6・議案第29号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

平成24年度の一般会計予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第5号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後に予算の補正の必要が生じたわけですが、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成24年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページ、平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,719万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ81億

3,504万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条では繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」によるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。第1表ですが、歳入歳出とも決算の見込み額に合わせて増減補正を行っております。

まず歳入でございますが、1款町税は補正額7,890万円の増収を見込み、補正後総額、町税全体としては25億4,797万3,000円を見込んでおります。2款の地方譲与税から3款、6款、7款、9款の地方交付税までは、交付決定による収入額により増減調整を行っております。13款国庫支出金は、子ども手当、障害者自立支援費の国庫負担金5,810万円の増でございます。14款県支出金は、障害者自立支援費の県負担金、県補助金が主なものでございます。

次に、3ページ。17款繰入金は財政調整基金それから減債基金からの繰入金の減額、3億7,615万円。この結果、24年度の財調減債の取り崩しはゼロとなります。

次に、4ページ。歳出でございますが、主なものを申し上げます。3款民生費1項社会福祉費におきましては、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金の減額など1億1,625万1,000円の減。4款衛生費については委託料の減額。8款土木費については、公共下水道事業特別会計の繰出金の減額1,400万円等でございます。

今回の補正の基金の繰り入れ、積み立ての調整の結果、24年度は基金を取り崩すことなしに2億1,900万円余りを積み増すことができまして、24年度末の基金残高は、財調減債、合わせまして27億1,000万円余りが維持できております。

次に、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正でございますが、1、変更で、4款衛生費3項上水道費、事業名、福岡地区水道企業団出資金483万6,000円を、変更後490万6,000円。これを25年度に繰り越して、使用できる経費として金額の変更を行うものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第29号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告します。

委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第7・議案第30号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。

別冊の補正予算書22ページをお願いいたします。議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について御説明をいたします。

今回の専決処分の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,071万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ31億3,693万9,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明をいたします。

23ページ、歳入でございます。1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより増額をしております。2款1項手数料につきましても、決算見込みによりまして増額の補正をしております。3款国庫支出金から7款共同事業交付金の補正につきましては、国県支払い基金国保連合会からの負担金、補助金、交付金が確定しておりますので、決算見込みにより増額の補正をしております。

8款1項他会計繰入金の法定外繰入金の1億円の減額補正につきましては、国、県の補助申請額よりも増額されたため、歳入歳出決算見込みによりまして一般会計からの繰入金を減額しております。10款1項延滞金加算金及び過料、次の3項雑入につきましては、決算見込みにより増額の補正をしております。

次のページ、24ページ、歳出でございます。2款1項療養諸費、2項高額療養費、4項葬祭諸費の補正につきましては、決算見込みにより不用額の減額をしております。7款1項共同事業拠出金の補正につきましては、国保連合会からの確定通知によりまして減額でございます。8款1項特定健康診査等事業費の補正につきましては、特定健診の決算見込みによりまして不用額の減額でございます。9款1項償還金及び還付加算金につきましては、還付金の決算見込みによりまして不用額の減額でございます。10款予備費の補正につきましては、収支の調整により減額をしております。

以上、報告し、承認を求めます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第30号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第8・議案第31号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。初めての議会で少々緊張しておりますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分しましたので、同条3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の39ページをお願いいたします。平成24年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,870万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

40ページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」でございます。歳入でございます。主なものは5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,400万円の減額は一般会計繰入金の減額でございます。

41ページをお願いします。歳出でございます。主なものは、1款1項総務管理費、補正額260万円の減額は、負担金補助及び交付金等の減額でございます。2款1項下水道事業費、補正額1,140万円の減額は、委託料及び工事請負費の執行残並びに補償、補填等の精査による減額でございます。

以上、審議方、よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案31号を総務建設産業委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9．議案第32号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。

議案書4ページをお開きください。議案第32号須恵町税条例の一部改正する条例の専決処分についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めますのでございます。

提案理由といたしまして、現下の経済情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので議会の承認を求めますのでございます。

新旧対照表のほうで、要点について御説明させていただきたいと思っております。お配りいたしました資料につきましては、委員会のほうで詳しく説明したいと思っております。

まず、10ページでございます。第34条の7、第2項でございます。寄附金税額控除に係る規定の改正でございます。復興特別所得税、こちらは皆さん、給与のほうから既に控除されてあるかと思っておりますけれども、2.1%が加算されて、現在、所得税に加算されて控除されております。復興特別所得税の創設によりまして、平成26年度から平成50年度までの町民税に係る寄附金税額控除の特例規定の整備がされております。

次に、第54条、第5項でございます。固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正でございます。独立行政法人森林総合研究所が行う旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農地整備公団法に係る事業の廃止による規定の削除が行われております。

続きまして、次のページ、11ページでございます。第131条、第4項でございます。特別土地保有税の納税義務者等に係る規定の改正でございます。こちらも前項と同様に、独立行政法人森林総合研究所の事業の廃止による規定の削除が行われております。

続きまして、次のページでございます。附則です。附則第3条の2、第1項でございます。延滞金の割合等の特例に係る規定の改正でございます。地方税法の改正によりまして、延滞金の割合等の特例について改められております。納期限1カ月を超えた部分につきましては特例基準割合、これは貸出約定平均金利に1%を足したものでございますが、これに7.3%を足したものに改められております。また、納期限を1カ月以内の分につきましては、特例基準割合に1%を

足したものになっております。例えば、現行、納期限 1 カ月を超えた分につきましては 14.6%でございますが、改正後は 9.3%ということになります。また、納期限が 1 カ月以内の分につきましては現行 4.3%でございますが、改正後は 3%ということになるかと思っております。

次に、附則第 3 条の 2 第 2 項、こちらは新設でございます。前項で第 5 2 条というのが削除になっておりますけれども、こちらは法人の町民税に係る延滞金の分でございます。こちらは削除しておりますので、この分が新たに新設されております。法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございます。こちらは特例基準割合とするということになっておりますので、現行 4.3%でございますが、これが 2%に改められております。

次に、附則第 4 条、第 1 項でございます。納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定の改正でございます。こちらは地方税法の改正によりまして附則第 3 条の 2 第 2 項の新設、これは前条の法人税の分でございますけれども、こちらの新設に伴う条例の整備が行われております。

次のページでございます。13 ページです。附則第 4 条の 2 でございます。公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正です。所得税法等の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布されたことによりまして租税特別措置法が改正されたことから、適用条項の項ずれによる条文の整備がされております。

次のページでございます。14 ページです。附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項です。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正です。地方税法の改正によりまして、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成 35 年度から平成 39 年度の 4 年に延長がされております。さらに、地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 4 項の新設により、適用条項の項ずれが生じておりますので、条文の整備が行われております。

続きまして、附則第 7 条の 4 です。こちらは寄附金控除、税額控除の特例に係る規定の改正であります。こちらは先ほど説明いたしましたように、復興特別所得税の創設によりまして特例規定の整備が行われております。

その下、附則第 10 条の 2、第 2 項でございます。こちら、わがまち特例でございます。昨年導入されました雨水貯留・浸透施設の規定につきまして、項ずれによる条文の整備がされております。

同条の 3 項でございます。こちら、新設でございます。都市再生特別措置法に規定する管理規定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置が創設されております。こちら、わがまち特例の導入です。備蓄倉庫といいますのは、災害時のいろんな支援物資ですね、そういうものを備蓄する倉庫のことでございます。

次のページをお願いします。15 ページです。附則第 17 条の 2 第 3 項でございます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規

定の改正でございます。こちら、所得税法の一部を改正する法律が25年3月30日に公布されたことによりまして、租税特別措置法が改正されたことから、適用条項の項ずれによる条文の整備がされております。

附則第22条の2、第1項でございます。こちら、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に係る規定の改正でございます。これは、現行の条文を、地方税法の改正によりまして、条文の一部を表として整備されております。

次のページをお願いします。16ページです。こちらも新設でございます。附則第22条の2、第2項です。居住用財産の譲渡に係る特例で、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができる。これはちょっと難しゅうございますけれども、こちら、委員会のほうで、もう少し詳しく説明したいと思います。

次のページでございます。17ページです。附則第22条の2第3項です。附則第22条の2第2項の新設により、項の繰り下げが行われております。

最後に、附則第23条、次のページ、2項も含みます。東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る規定の改正でございます。こちら、地方税法附則第5条の4の2第4項及び第45条第3項の新設に伴う適用条項の項ずれによる条文の整備がされております。

戻っていただきまして、8ページをお開きください。附則の施行日でございます。第1条、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することになっております。第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2、改正規定、次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定については、平成26年1月1日から施行されます。附則第7条の3の2及び第23条の改正規定は、平成27年の1月1日からとなっております。

延滞金に関する経過措置でございます。第2条、改正後の須恵町税条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

町民税に関する経過措置でございます。新条例、附則第4条の2の規定は、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によります。

議長（三角 良人） 省略しようか。

税務課長（櫻木 幹夫） よろしいですか。濟いません。

一応、委員会のほうにつきまして、また、詳細については説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第10．議案第33号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書19ページをお願いいたします。議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税で講じている軽減特例措置の延長等の見直しを行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので、議会の承認を求めます。

22ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正点は、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加えまして、その後3年間、4分の1減額する措置が講じられたことによるもので、第6条の2におきましては、医療分に対する世帯別平等割額について、第1号で特定世帯の規定を、特定世帯とその後3年間に限り延長する特定継続世帯の規定を定め、第3号第8条の2及び第25条において同じと改めており、第3号に特定継続世帯の世帯別平等割額1万7,250円の規定を追加する改正でございます。

23ページをお願いいたします。第8条の2は後期高齢者支援分に対する世帯別平等割額について、第6条の2と同じ規定によりまして、第1号の特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯に改め、第3号に特定継続世帯6,000円の規定を追加するものでございます。

第25条につきましては国民健康保険税の減額でございます。第1号から第3号までは、世帯主を含む被保険者の前年中の総所得金額が一定基準以下の場合の低所得者層に対して、均等割額及び世帯別平等割額を7割・5割・2割軽減するものがございます。第6条の2と同じく、特

定継続世帯が新たに規定されたことによる改正でございます、第1号で世帯別平等割額の減額について7割軽減するものでございます。

24ページのイにつきましては、医療分の平等割額について(ア)の特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯に改め、ウに特定継続世帯1万2,075円を追加するものです。エは、同じく後期高齢者支援分についての改正でございます、アの特定世帯を特定世帯及び特定継続世帯に改め、ウに特定継続世帯4,200円を追加するものでございます。

第2号では、軽減割合5割の関係で、25ページのイは医療分の平等割額について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に改め、ウに特定継続世帯8,625円を追加するものでございます。エは後期高齢者支援分について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯に改め、ウに特定継続世帯4,200円を追加するものです。

第3号では、軽減割合2割の関係で、26ページのイは医療分の平等割額について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に改め、ウに特定継続世帯3,450円を追加するものでございます。エは後期高齢者支援分について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に改め、ウに特定継続世帯1,200円を追加するものでございます。

次、27ページの附則の第16項につきましては、法律を引用しておりますので、今回改正をしております。

21ページに戻っていただきまして、附則の1条で、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2条で、次項に定めるものを除き、改正後の須恵町国民健康保険税条例(以下、新条例という)の規定は、平成25年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2項としまして、新条例附則第16項の規定は、平成26年以後の年度分の国民健康保険について適用するものでございます。

以上、報告し、承認を求めます。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時15分とします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11・議案第34号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第34号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書28ページをお開きください。議案第34号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の変更について、地方自治法の規定により糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。提案理由は、組合同約を変更するために関係市町の議会の議決を求めるものでございます。

29ページが組合同約の一部を改正する規約でございます。

30ページの新旧対照表によりまして御説明をいたします。右側の改正前、第5条組合の議会の組織等でございますが、議会の議員の定数11人を改正後は7人とし、関係市町からそれぞれ1人を選出する。

第11条で、経費の負担割合について、改正後は関係市町が均等に負担する。7分の1ずつということになるかと思えます。

29ページに戻っていただきまして中段以降でございますが、附則、第1項施行期日、この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

第2項経過措置として、現に組合議員の職にあるものは、その在任中に限りなお引き続き在職するものとする。

第3項経費負担割合の変更は、平成26年度以降の経費の支弁について適用し、25年度までの経費の支弁については、なお従前のとおりとするということでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第34号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 2 . 議案第 3 5 号

議長（三角 良人） 日程第 1 2、議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

健康福祉課長（畑江 達也） 議案書 3 1 ページをお願いいたします。議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり提出するものでございます。提案の理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 7 条において準用する同法 2 6 条の規定に基づき、須恵町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

3 2 ページをお願いいたします。本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、緊急事態時に、国及び県と連携して迅速かつ的確に対処できるよう町の対策本部設置に関する条例を整備するものでございます。内容といたしまして、組織形態として、本部長、副本部長、本部員を任命し、本部において情報交換、及び連絡調整を円滑に行うため会議を実施するなど、必要事項を定めるものでございます。

3 3 ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 3 5 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 3 . 議案第 3 6 号

議長（三角 良人） 日程第 1 3、議案第 3 6 号須恵町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書 3 4 ページでございます。議案第 3 6 号須恵町子ども・子育て会議条例の制定について、須恵町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり提出するものでございます。提案理由は、子ども・子育て支援法第 7 7 条 1 項の規定に基づき、須恵町子ども・

子育て会議を設置し、同会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、須恵町子ども・子育て会議条例を制定する必要があるので提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。子ども・子育て支援法第77条1項では、市町村の子ども・子育て会議の設置努力義務が定められております。この会議の役割は、教育保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や町及び県の計画策定、変更の際の意見聴取に応じること、また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、児童福祉と幼児教育双方の観点を持った方々や、子育て当事者の参画を得て調査審議するなどでございます。

36ページをお願いいたします。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第14・議案第37号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案書37ページでございます。議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、須恵町固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第423条3項の規定に基づきまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字旅石142番地、氏名、渡邊親善、生年月日、昭和21年7月26日生まれ、66歳、任期につきましては、平成25年8月1日から平成25年7月31日までの3カ年とするものでございます。

提案理由といたしましては、須恵町固定資産評価審査委員会委員であります渡邊親善氏の任期が平成25年7月31日をもって任期満了となるために、2期目の再任をお願いするものでございます。

経歴につきましては、38ページに添付いたしておりますので参照し、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を各委員会に付託したいと思いますが、御異義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第15・議案第38号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書39ページでございます。議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）でございます。地方自治法の規定により平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるとでございます。

内容につきましては、別冊の平成25年度歳入歳出補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。平成25年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,869万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ78億4,869万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入でございますが、13款国庫支出金は、児童手当の国庫負担金の増額でございます。17款繰入金は、財政調整基金の繰入金の減額2,300万円でございます。

次に3ページ、歳出でございますが、主なものを申し上げますと、3款民生費の第2項児童福祉費において、かやの保育所解体工事あるいは、第一学童保育所の建築工事費の追加等2,091万7,000円の増額。

あと、10款教育費1項教育総務費で、重点課題研究指定校に要する経費等、4項幼稚園費については、南幼稚園のエアコン購入費120万円などでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第16．報告第1号

議長（三角 良人） 日程第16、報告第1号平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書40ページでございます。報告第1号平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。平成24年度須恵町一般会計繰越明許費として、平成25年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

41ページでございます。繰越計算書でございますが、4款衛生費3項上水道費、事業名、福岡地区水道企業団出資金、金額490万6,000円、繰越額全額、同額でございます。繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の地方債490万円、残り一般財源6,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、須恵粕屋線他通学路交通安全対策工事1,330万円、繰越額同額でございます。財源内訳が、国庫補助金の605万円、地方債490万円、一般財源235万円。

10款教育費1項教育総務費、理科教育施設整備360万円全額繰り越し。内訳が、国庫補助金180万円、一般財源180万円。

2項小学校費、第二小校舎増築工事、金額8,800万円、同額全額繰り越しでございます。財源内訳が、国庫負担金の4,400万円、地方債4,400万円でございます。合計で、金額1億980万6,000円、翌年度繰越額も同額、全額でございます。財源内訳、未収入特定財源として、国庫支出金5,185万円、地方債5,380万円、残り一般財源415万6,000円でございます。

以上のとおり報告をいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第17．報告第2号

議長（三角 良人） 日程第17、報告第2号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の42ページをお願いします。報告第2号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費として、平成25年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

43ページをお願いします。繰越計算書でございます。2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事金額650万円、翌年度繰越額650万円、財源内訳でございますが、未収入特定財源で、地方債570万円と一般財源80万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第18．陳情

議長（三角 良人） 日程第18、「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連三法が成立し、新制度の施行を目指している中で、子どもの権利を最優先に国と地方自治体の責任のもとで保育制度の拡充が図られるよう、国に対し、意見書提出を要望する陳情でありますので、文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月18日午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時35分散会

平成25年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成25年6月18日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成25年6月18日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(地域振興課)・・印藤 勝人
理事(図書館長)・・今泉 智明	理事(公民館長)・・安川 敏幸
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・・吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・合屋 勝秀	税務課長・・・・・・・・櫻木 幹夫
健康福祉課長・・・・・畑江 達也	都市整備課長・・・・・安河内 久人
上下水道課長・・・・・石井 浩二	子ども教育課長・・・・・稲永 修司
社会教育課長・・・・・川津 政文	出納課長・・・・・・・・大塚 信夫
総務課参事・・・・・満行 誠	監査委員・・・・・・・・百田 清二

午前 9 時 00 分開議

議長（三角 良人） おはようございます。今日は傍聴人が多いようでございます。質問者の方は、しっかり頑張ってください。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 . 一般質問

議長（三角 良人） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。5 番、田原重美議員。

議員（5 番 田原 重美） 5 番議員、田原重美です。

おはようございます。1 番バッターで緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問させていただきます。世界一安全・安心な町、安倍首相の施政方針演説で、国民の生命と財産を断固として守る、強靱な国づくりも急務ですとおっしゃっています。

須恵町の足元である須恵交番に、おまわりさんが常駐しておられません。急ぎの用は、粕屋警察署につながる直通電話がありますが、直接会ってお尋ねしたいことなど、何度伺ってもお目にかかれません。このような状態では、町民の方々も困っておられる方が多いのではないのでしょうか。

町役場から警察署に対し、須恵交番に常駐していただくように要請していただければ、町民の方々も安全・安心な町の生活を送れるのではないのでしょうか。

町民の一部の方で、酒に酔って救急車やパトロールカーを足がわりに使っておられる方を見かけます。犬を 3 匹も、首輪もなくひもにもつながず放し飼いを平気でなさっています。隣組合の人たちは、因縁をつけられたり、いつ怪我に巻き込まれるか心配でなりません。高齢者の方に対しても言葉使いが荒く、気を悪くなさっています。

このような状態を放置しておく、町民の方々がいつ被害に遭われないかと危惧をいたします。区としても、何か対応をしようとしてもできないということで、町のほうで何か対策はありませんか。お伺いいたします。

れいんぼー幼稚園に關しまして、本年 4 月に開園いたしましたれいんぼー幼稚園は、3 歳、4 歳、5 歳児、男子 4 9 名、女子 4 2 名、合計 9 1 名で保育が行われています。トイレが 1 カ所ありますが、男子用 6 器、女子用 5 器で、特に女子用トイレは行列ができて、我慢して病気にならないかと園長先生が心配されています。かやの保育所の場合、2 教室併用のトイレが 3 カ所あり、これまで支障がなかったのですが、れいんぼー幼稚園設計の段階で幼稚園には 2 カ所、保育園には 1 カ所しかありませんでした。

これは、大きな設計ミスと言わざるを得ません。今の保育園ではトイレ不足で、園児たちは大

迷惑をいたしております。園児たちの健康を考えると、保育園に早急にトイレの増設を求めます。

南幼稚園では、東西方向に2クラス、南北方向に4クラスあります。東西の園舎は、風通しが比較的良好、過ごしやすく、南北の園舎4クラスは午前11時過ぎから午後3時くらいまで暑く、窓を開ければやぶ蚊が入ってきて大変だそうです。

昨年度も園長先生が、エアコンの見積書を、町へ提出されたと聞いていますが、町としてはどう対処されるか伺います。南北4クラスの園舎では、3歳児対象のおひさまルームは数年前に設置され、本年度1台のエアコンが設置されると聞いていますが、ぜひとも本年中にあと2台のエアコンの設置を早急をお願いします。

最後に、昨年の12月議会の町長答弁で、南幼稚園で平成26年4月より3歳児保育及び完全給食を同時に実施できるとのお話でしたが、保護者の方々が心配で、お尋ねなされています。給食開始に伴う給食室の配備、ランチルームの開設、また栄養士、調理人の配備など、ぜひとも御説明をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） きょうの質問者は5名でございますが、学級委員会から国会質問まで幅広い質問が出てるようでございます。

まず1番目の、世界一安全・安心な町ということでございますが、自民党は強靱ないわゆる国づくりということで打ち出しておりますし、同じ与党を組んでおります公明党のほうはニューディール政策ということでございますが、このニューディール政策というのは、日本では、高橋是清が、総理も財務大臣もやったわけでございますが、この方がやって成功したという。アメリカでは、ルーズベルト大統領が打ち出して、いわゆる公共投資によって経済を活気づけていこうという政策、いわゆる今までのアダム・スミスの経済学からケインズの経済学に戻ったわけでございますが、五、六年くらい前、小泉・竹中政権時代に、これがケインズ経済学、これが若干下火をしたということから、また古い1900年代の、いわゆるアダムス・スミスの国富論でございますけれども、この時代の経済学を持ってこようということで、小さな政府ということ呼びかけたわけでございまして、しかし、なかなかこれでは経済が上向かないという状況の中で、また安倍さんはケインズ経済学を若干取り入れるということで、国家強靱化計画というものを打ち出したということでございます。

本題に入りますけれども、須恵町の足元である交番におまわりさんが常駐していない、常駐はしているわけでございます。2名の3交替制で6名が常駐しているわけです。しかし、そこにはいないというわけでございます。というのは、私どもからすると、町内の危険箇所をできるだけ巡回してほしいという要望をいたしております。だから、通常は2名でしかおりませんので、2名

が町内巡回を行っているということでございます。

行って、不在の場合は受話器を取り上げれば粕屋警察署のほうに直通でつながっていくということでございます。これを、倍増してほしいということでございます。

1名増員しますと、1名だけではなくて、24時間体制ですから、3名増員ということがございます。今、2名体制でいっていますから、倍増ってということになりますと6名がふえていくということでございます。

粕屋警察署管内に9カ所の交番があります。これに2名ずつ増員をかけるとするならば、54名、糟屋警察署管内で人間が増えるということございまして、そういったことがわかっている以上、粕屋警察署に、私としては、要望はできません。しにくいです。粕屋警察署管内だけで、54名。そうしますと、福岡県警の中では何千人という交番職員がふえていくということでございますが、今、年金制度、年金等の問題の中で、60歳定年、公務員の場合は、65歳、年金支給開始。5年間のブランクがあるわけです。今、定年延長という話は一切出ていないわけでございますが、再任用という制度があります。この再任用を活用して、昼間部分、8時半から5時まで、60歳で定年された方を3人なら3人雇って、昼間だけ1名ずつで常駐させるというような、こっちから提案をする要望については極力やっていく、これは交番連絡会議とか、あるいは安心・安全まちづくり協議会、そういった中で訴える機会というのが十分ありますので、私もまた、総務課長のほうも、そういう会合があった場合については、何らかの形で増員っていいですか、年金制度と絡み合わせた中での再任用制度として置いてほしいというふうなことは、要望していこうかというふうに思っておるところでございます。

それからパトカーの利用という、あるいは救急車の利用ということでございますが、タクシーを足がわりにということになりますと、これは本人が電話をした場合は足がわりというふうに解釈できるかと思いますが、そういった酔っ払って他人に迷惑をかけた、危害を加えそうな感じがするというので、近所の方、他人の第三者が電話をして、救急車なり、パトカーなりを呼んだということになれば、それはタクシーがわりとは、私は思っておりません。それは、危険があるから誰かが要請をしたということであろうというふうに思っておりますので、酔っ払って本人が点滴でも打ちたいということで救急車を呼んで病院に行っているということであれば、それはタクシーがわりというふうに解釈されるんじゃないかというふうに思っております。

それから、2番目の幼稚園の件でございますが、これがたくさん言われたと思いますが、アザレア幼稚園ほうが主でございますが、アザレア幼稚園、何のために幼稚園化したかと、私どもは、幼保一元化をしようということでございます。幼稚園は幼稚園、保育所は保育所という分け方をしないと、同じ須恵町の子供である以上同じような環境の中で育てようというのが、幼稚園構想であります。だから、あそこはれいんぼー幼稚園でございます。幼稚園の中に3つのトイレがあ

るという解釈でいたしております。

それから、設計ミスというような話がありましたが、これは議会でも審議していただいておりますし、議会の皆さんたちにも設計ミスということであれば大いに責任があるというふうに思っておりますし、建築基準法の中で子供たちの数に応じたトイレの数っていうのは、基準に照らし合わせてあるわけでございますので、これは、決して設計ミスではないというふうに、私は答えたいというふうに思っております。

それから、それを園長のほうに確認をいたしました。そういう意見が出ておるがっていうことで、私は一切言っていないとことこの答弁をいただきました。

それから空調機、南幼稚園の空調機の問題でございますが、教室は4教室あるわけでございますが、実際は3教室でいいわけですが、5歳児を35人定員学級にして、幅広く、大き過ぎますので、実際は2学級でいいのを3つに分けてしておりますので、先生も含めて、今、1人余っているという状況です。いま一つおひさまというところに空調機を置いておりますが、今後、ランチルームを兼用した形での一部屋に空調機を入れております。

本来、3時まで暑いということであれば、これは園舎の4教室に入れるべきではなかろうかと。ただ、2台っていうのもおかしな話で、私は入れるなら4台入れるのが当然ではなかろうかと思っておりますが、れいんぼー幼稚園にも空調機は設置しておりますが、一切、今、使っておりません。ていうのが、園の8時半、9時ぐらいから2時、延長、今、しておりますので遅い人で3時くらいには帰るわけで、日が照って暑くなってくるときには、その子供たちは帰るわけです。

それから、一番暑い7月、8月というのは、長期休暇で子供たちはいないわけでございます。特別に暑いとかいう状況下であれば、それが2教室、空調機がつきますので、そちらのほうで、保育をしていただくということで工夫をしていただければ、何とか対応できるのではなかろうかというふうに思っておりますが、校舎の向きがどうしても西向きになっておりますので、西日は入るとことで環境的には余りよろしくないということで、今後この設置については、そこだけがついておりませんので、検討していきたいということでございますが、早速、補正予算まで組んでということでは考えておりません。今回、補正で1機増設をさせていただいておりますので、その2教室で対応していただきたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、来年度から南幼稚園に3歳児保育をしようということの提案をいたしております。この件についても、現場という言葉で言われておりますが、現場がPTAなのか、あるいは教職員が言っているのかということで、ちょっと把握できないんですが、いずれにしても、子ども教育課長のほうから、PTAにも教職員にも伝えておると、はっきり伝えておるとことございまして、園長を呼びまして厳重に注意をいたしております。これは聞いているはずだろうかと、聞いてないということはありませんとこと厳重に注意をいたしました。

それから、職員増でございますが、3歳児を入れますと1クラスふえてくるということでございます。5歳児は3クラスに分けておりますので、正常化して2クラスにしますと、1名が余る。1名の増員が必要であるということですが、今回3名の幼稚園の先生が退職するわけですが、1名については再任用でお願いしておりますし、新規採用で2名を考えております。

あと、足りない部分については臨時対応で思っておりますが、この臨時対応というのは、これなかなか難しい問題があります。公務員としての町職員になって、保母・保育士ということになれば、民間から比べると非常に人気がありますので、それには応募は必ずあるわけでございますので、今、保育士不足ということは私立、あるいはパート、そういった臨時での雇用が非常に難しいということでございますので、それについては対応できるというふうに自信を持っておるところでございます。

それから、給食につきましては、当初は第一小学校でと思いましたが、おやつもありませんから、あそこは幼稚園でございますので。しかし、温かいものを食べさせようということで、園内に給食室を設置して、委託という形で、幼稚園の給食ができないかという検討を、子ども教育課のほうでさせている状況でございます。

これについては、4月初めから給食が完全給食になるかという、ちょっと厳しい状況もあるんですけども26年度中には、給食をやるというふうなことでございます。

あと、また、今村議員の質問もでございますので、あわせてそここのところのお答えはしていきたいというふうに思っております。

あと再質問について、また答弁したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） ありがとうございます。あのですね、粕屋警察署に関しましては、昼間だけ1名、再雇用の方が来てもらえるということは、大変ありがたいことでございます。はい。要望ですね。よろしくお願いいたします。

あと、給食に関しましては、園内で給食をつくってもらって、できるなら4月から始めてもらったが1番よかばってん、できん場合は26年度中に開始できれば最高と思います。よろしくお願いいたします。

それと、れいんぼー幼稚園に関しましては、トイレは、保育園と幼稚園と込みで3つ作ってあるということですね。わかりました。ありがとうございます。

これで、質問を終わります。

議長（三角 良人） 1番、田ノ上 真議員。

議員（1番 田ノ上 真） おはようございます。議席番号1番、田ノ上です。

梅雨入りとの発表はありましたものの、ほとんど雨が降らない日々が続いております。今日、明日にも降るといふ予報でございまして、それほどの心配もいらぬであろうかと思いつつ、異常気象の影響で、今度は梅雨の末期に、大変な豪雨に見舞われないかとおそれも感じております。ともあれ、異常気象による損害や災害からの無事を祈るものであります。

それでは、通告に従い、質問いたします。昨年の衆議院選の前後から、経済は回復の兆しを見せております。しかし、急騰した株価や為替の動きも最近は一進一退といった状況で、現在最大の政治テーマといえる経済再建は予断を許さない状況でございまして。

この中で、去る5月24日にマイナンバー法が可決成立し、2年半後の平成28年1月よりの施行となります。質問主意書には、私、5月22日としておりましたが、これは24日の誤りでございまして。お詫びの上、訂正させていただきます。このマイナンバー法ですが、税と社会保障の一体改革の議論の中でも、必須の制度として捉えられてきたようでございます。

正式には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という名称です。大変長いものでございまして。総務省の資料によりますと、番号制度は複数の行政機関に存在する個人情報をも同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとうたわれております。つまり、簡単に言うと、我々一人一人の国民に番号を割り振り、個人所得や納税実績、年金、医療などの受給状況を正確に把握し、また管理できるようにするというものであります。

例えば、先年問題になりました消えた年金記録問題のように、資格があっても給付が受けられない、手続忘れて給付資格を失うなど、本来受け取ることのできる社会保障の給付が支給されないような事態は避けなければなりません。公平な社会保障制度の基盤となるこの制度では、低所得者に対する社会保障の充実や行政事務の効率化、行政手続の簡素化が期待でき、社会保障サービスが必要な人に的確な給付を行うことが可能になります。

平成28年1月の制度運用に向けて、平成27年秋ごろに、個人番号などを記載した通知カードを送付、希望者には通知カードと引きかえに顔写真つきの個人番号カードが交付されまして、本人確認のための公的証明書として、利用が可能となります。

また、あわせて、マイポータルという個人用のインターネット上のウェブサイトが提供されることになっております。これで、各人が自宅のパソコンで社会保障などの行政サービスに関する情報を受け取ることができるようになることとでございます。

しかしながら、報道等によりますと、不安視される問題も存在すると指摘されております。いわく、共通番号制の前提となる正確な所得把握は不可能ではないかとの意見や、さらに既に住基ネットが取り入れられており、多額の費用をかけた割には余りにも普及していない、新制度もこ

の二の舞を踏むのではないかとの懸念、費用対効果が不明であることに加え、プライバシーの侵害や不正アクセスによる情報漏えいのリスクがあるなどの諸問題点でございます。

このような問題についても制度上の保護措置、システム上の安全措置の構築を行うことなど、既に国会において議論が尽くされている感があり、今後手がたく実用化していく中で、制度を育てていく方向のようでございます。

いずれにしても、この制度が目指すところの総務省の表現によりますと、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やか、かつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会などが実現に向かえば、大変に望ましいものと思います。

ここで、質問いたします。マイナンバー法の施行に当たり、法制度の趣旨としては大変結構なものと思いますが、実際の運用に携わるのは自治体です。須恵町の町民として、また、行政として生活に密着する現場の目線で、この制度導入によりよくなる点、また問題とするところがあれば、その対策も含めて伺いたいと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをしますというか、言われたとおりでございますが。

議員は与党連合を組んだ公明党の議員さんでございますが、まずは賛成であるということからの意見であったというふうに思っておりますが、今、議員が言われたぐらいの情報、知識しか我々も入ってきておりません。平成28年の1月から施行するということございまして、自治体のほうにはどのような形でという情報は、まだ来ておりませんが、言われるように、懸念される問題は幾つかあるわけでございます。1番は、やはり個人情報の漏えいではなからうかというふうに思っておりますが、これについては、今でも免許証とか保険証とか、あるいはパスポートとか、全部番号ついておるわけでございますので、漏洩がなっておればそれであるというふうに思いますが、さほど気には、僕は、しなくてもいいんじゃないかと思っておりますが。

いわゆる通常の人であればですね。しかし、すごい国レベルのハッカー的なものが入れば、これはもうひとたまりもないという状況にあるわけですが。片や、そういったことも防御するそのもの、システムそのものも国としては十分つくっていくのではなからうかというふうに思っておりますが。

いわゆるロードマップからすると、いいことばかりが出てきておりまして、不安視する、今、言われたように対費用効果、BバイCの問題だとか、あるいはその導入に当たって相当のお金がかかるというような、1兆円くらいかかるというような話があるわけですが。その1兆円の効果が、そこに出るのかという問題もあるわけでございますが。我々、行政としては、税の問題、年金の問題、あるいは所得の問題等々、非常に便利にはなると、簡素化はできると。正確で、そし

てスピーディーに対応できるという利便性があります。

個人の方からすると、確定申告等では、いろんな書類添付が必要になりますが、そういった書類の添付が要らなくなっていくというようなメリットはあるというふうに思っておるところでございますが。いわゆる、そのカード1枚持っておれば、いろんな面で、例えば年金手帳のかわりをしたり、健康保険証のかわりをしたりということが、今後可能になっていくというふうなことになるのではないかと考えているところでございますが、これについても、国としては、情報システムに与える影響に関する調査、研究会を設置するという報告を受けておるところでございます。地方公共団体の既存システムの改修、あるいは情報の提供、ネットワーク等についても、今後こういったものの研究会を立ち上げていろんなことを対応していくという状況で、28年までの間に3年程度あるわけでございますが、その間に、我々も情報が入ってきて、していくんじゃないかと思っております。

議員の趣旨は、マイナンバー制度を理解していただくという質問と承りまして、私から、答えとしてはならないかと思っておりますが、以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三角 良人） 1番、田ノ上真議員。

議員（1番 田ノ上 真） 決まったばかりで、それほど多くの情報が出ているわけではございませんが、町長おっしゃるように、指摘されるほどの不安はないのではというお答えに対して、私も大変同感でございます。しっかりと、町民の利便につながるように、運用を確実にしていくことで、またさらに効率のよい、また信頼される行政になっていければという思いでございます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 2番、百田輝子議員。

議員（2番 百田 輝子） おはようございます。議席番号2番、百田輝子です。

通告に従いまして、愛犬家のマナー、何とかならないかという質問をいたします。

犬のふんについては、12月議会で松山議員からも一般質問があったわけですが、私としましても、犬のふん害はペットを飼う人が多くいる中、避けては通れない重要な問題だと考えております。

先日、平成24年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理、及び執行の状況の点検、及び報告書の中の須恵町教育委員会の教育目標及び具体的施策にもありましたが、1番目に、自然を愛し、環境を守り、美しいふるさとづくりを目指す町民の育成とありました。

私も、須恵の自然を守っていききたいという思いでいっぱいですし、須恵町は自然を残し、将来は九州の軽井沢のようなイメージの町もいいのではと思う気持ちでもあります。

が、この通学路の1番の写真を見ていただきますと、この通学路のふん害を見て通る子供たちの気持ちを思いますと、もっと町としてふん害に取り組んでいただきたい。そこで町の人からの苦情です。毎朝、毎夕、犬を散歩に連れ出しておられる方の不始末だと思われませんが、町のあちこちに犬のふんが散らばっているとのこと。

例えば、小学生の通学路にも犬のふんが散らばっております。うっかりすると踏みそうになるので、下ばかり見て歩かないといけません。我が町には、須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例がありますが、まだあまり効果がないように思います。そこで、提案しますが、防犯も兼ねて、通学路やガード下、レインボー道路などに監視カメラを設置してはいかがでしょうか。このことについて、いかがお考えかをお尋ねいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをしたいと思います。本当に情けない話ですよ。昔の人たち、道徳心なり、倫理観を持った人たち、そういうことは一切なかったわけでございまして、本当に情けない人たちがふえてきた。条例化までして、しておりますが。罰金とか、いわゆる広報に出すよというような脅し文句的なものも載せておりますが、これは、ふんをさせないということを目的としておりまして、罰金を取ることが主体じゃないから、1回も取ったことがないわけでございまして。一応、町民の方もそういった問題があれば注意してもいいですよとか、あるいは行政のほうに連絡をくださいということですが。住民の方からその住民の方には、過去、あったことはありません。トラブルに巻き込まれるという問題があるようでございまして。行政が言っても、相当食ってかかられる状況でありますので、そんな方にはなかなか直してほしいとどれだけ言っても無理だろうと。飲酒運転がしかりですよ。あれだけ、国、県挙げてやっていますが、その飲酒運転を警察官だとか、教職員だとか、公務員だとか、そういった常識ある人たちがそれを繰り返しているという状況下の中で、一般の人たちまで、その、そういったあれを植えつけるというのは、相当エネルギー、努力がいるものでございまして。

そういった中で、防犯カメラを設置したらという話でございまして、これも捕まえるためのものであれば大変な問題だというふうに思うわけでございまして、現在でも不法投棄等については、その場所に捨てますから、特に固定の防犯カメラをつけておりますが、設置費用も相当額がかかりますが、メンテが1台につき33万円程度、1年間かかるわけでございまして。

これを、犬のふんをとということの主眼においていくと、相当の、住宅街以外のところが多いわけでございまして。住宅街の、防犯としては、住宅街のほうにつけなければならないということでございまして、このごろつけたのでは、そのポケットパーク事業24年ですか、カメラを3機設置いたしております。

そういったことで、特定できる位置であればいいわけで、議員仰せのとおり、防犯を兼ねてと

いうことであれば、例えばガード下とか、そういう問題が固定されれば、それは行政としてもつけて、安心、安全という面からして、つけていきたいということですが、犬の、そのふんで、守ればいいのですが、ふんのためにつけるということについては非常に厳しい。

仰せのとおり防犯ということからすれば、例えば通学路の危険箇所をそれをつけるとか、交差点あたりにもつけて事故の場合の検証に役立てるとかということも考えていかなければならないと思っておりますが、なかなかメンテの費用もかかりますので、アザレアホールにもつけたりもいろいろしていますけども、大変管理にかかるわけですが、PTA連絡協議会のほうも、通学路の調査をして、町に要望というようなことありますので、そういった中で、どこどこに設置してほしいということであれば、私ども見に行って、そして必要であろうということであれば設置していきたい、というふうに思っておりますし、町全体にくまなくやっていると、相当額ですので、それはちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 百田議員。

議員（2番 百田 輝子） 今、予算の関係とか、監視カメラを犬のふんだけのためにはという町長のお話でしたけれども、ほかに提案がございまして、先に3番の資料を見ていただきたいんですけども、これは一番左上が、枚方市も、やはり犬のふんの放置は条例違反ですと。右は芦屋市駅前の方に、これは喫煙ではあります、条例が書かれておりまして、そこに罰金が幾らという事で、確かに罰金を実際にとるっていうのは、かなり難しい。まだ、1件も事例はないと思うんですけども、こういった条例を入れた看板を立てたり、または3番の下ですね、スイスのほうでは、犬のふん用ごみ箱もあるそうなんです。ふん害については、やはり須恵町の予算の許す限りで、防犯カメラはとてともということであれば、こういったふん用ごみ箱であるとか、条例を書いた看板、こういったことも検討いただきたい。もう一つは、2番目は佐谷の農道、私の事業所もあります上の原の前の道路なんですけれども、ここに気がついたら、いつからかあれなんです、いつも通るのですが、気がついたらここばかりに、こんだけ、10ぐらい看板が集中しております。須恵町だけではなくて、粕屋地区環境衛生連合会、こちらのもありますし、農区もありました。でも、こういったことも、もちろんこれはすばらしいと思いましたが、こんだけあれば、たったちょっとの道路に、ところ狭しと看板だらけです。

これは、そしてどういった基準で設置しておられるかをお伺いしたいと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 現在、町のほうで、そういう看板とか道路にこう表示して、64カ所、町としては64カ所、それから、それぞれの農区だとか、それぞれの団体からはしてある、それはちょっと把握できておりませんが、見て回ってこの辺に必要であろうというところに設置

をしておるところでございますが、地域の方々からいろんなところに設置してほしいということであれば、用意しておりますので、即、設置をしておるということでございますが、今、言わっしゃったように、ふんのごみ箱っていうのもいいのかなと思ったり。持ち帰っても処理しようがないから捨てていくということではなからうかと。百姓家の方は、どっか堆肥のなんか、堆肥は今はないでしょうが、どっか、こう、捨てる場所もあるんでしょうけども。アパートの人たちって持ち帰ってもどうしようもない部分がありますので、やはり、そういうものを捨てる場所っていうのを、やっぱり設置していくべきではなからうかと。いいアイデアではなかったかなと思っております。

条例が設置される以前、全体的にはまだなくなっていないんですけども、以前と以後と相対的に比較すると、大分、改善はされてきておるんじゃないかならうかと思っておりますので。地道に、監視員さんとか、町の職員が巡回をして、していきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） 百田議員。

議員（2番 百田 輝子） 前向きに検討いただけるということで、ごみ箱はちなみに、私自分でドイツ製のごみ箱を調べたら、2万円くらいで売ってありました。こういったことも、さらに検討いただければと思います。もっともっときれいな町になりますことを期待しまして、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を9時55分といたします。休憩に入ります。

午前9時43分休憩

午前9時54分再開

議長（三角 良人） 時間前でございますが、おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） おはようございます。13番議員、藤石豊でございます。今回は、町長にまちづくり地域活性化の改革の一環として道路行政、上物行政と地域コミュニティーを核としたまちづくりの新展開を望むと題して質問をしたいと思っております。

質問の前に、まず、私ごとではございますが、日曜日に地域の森林組合の山切りに行って、何か虫に目のところを刺されました。不徳のいたすところでございますけど、本来ならば今日、傍

聴者の皆さんもたくさんお越しいただいておりますので、しっかり頑張って質問しようと思っておりますが、ちょっと意欲をそがれているところがございます。しかしながら頑張ってやっていきたいなと思っておりますので、どうぞお手やわらかによりしくお願いいたします。

まず最初に、質問に入る前でございますが、まちづくりに対する思いは以前にもその第1弾として、質問させていただきました。今回は第2弾の質問をしたいと思っております。このことは、以前にも同僚議員が何度も繰り返し質問されたことでもありますので、同じ回答になるかもしれませんが、ここはひとつ文章にも書いていますように大胆なる改革、実現のための思いを伝えてほしいなと思っております。

今回は、町の現状を顧みて大胆なる進展といえますか、町長の思いを期待するところであります。さて、今6月定例議会の当初本会議におきまして、町長の諸報告の中で今後のコミュニティーの方向性についての説明がありました。これは多分、後ほど同僚議員が質問される部分と重複するかもしれません。

いわゆる地域のコミュニティー、学校と地域と家庭との連携。エリア内での特色ある事業の推進、行政が極力主導しないで行うコミュニティーの実現。民間主体のまちづくり、地域の課題は地域で解決する仕組みをつくる、構築する旨の趣旨だったと思います。

まさに、私の考え方と同調するところがあります。コミュニティーの推進には期待するところでもありますので推進のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、今、須恵町の話題の中心は新しくできました先ほど説明がありましたれいんぼー幼稚園の件、そして、7月に開通します志免・須恵線の延長延伸によるスマートインター西側の道路。いわゆる西側の周辺の開発、井尻線と県道志免・須恵線を結ぶボタ山の交差点のところまでの新しい道路が7月に開通するというところで、須恵町はもとより志免、粕屋、近隣町含めた開発が進んでいくのではないかなと思っております。

このことを考えますと、須恵町の改めて言うわけではございませんが、政治経済を一転する大きな起爆剤になるきっかけになるのではないかなと考えております。まさに絶好のチャンスではないでしょうか。今、話題にしてきました地域コミュニティーの成熟は町長推進のとおり、まさに充実をきわめております。子供からお年寄りまで語り合い、助け合い、人が住みたい、住んでよかったと思うような須恵町をずうっとずっと私は夢を見てまいりました。しかし、いまだ達成していないというように考えます。

小さな零細企業でも商店でも、企業が元気で活力があり三郡山の麓から若杉山の裾野にかけて広がる大自然のこの地域を、バランスのとれた商業と農業、工業とバランスのとれた産業の育成に努められることを求められています。

国では、政権がかわりアベノミクスの実践、大胆かつ積極的な言動、行動に評価と不安、確か

にあります。しかしながら、再三お話ししますが、町長は今から3年前、今期就任時に町長の思いの中で積極的な攻めの行政を推進にするとおられました。それまでは、堅実で確実な、言葉が出ませんが石橋をたたいて渡る。差しさわりのない、ちょっと言葉余りよくないですね、行政手腕をしっかりと奮ってこられたと思います。

別に悪いことではないと思います。非常にすばらしくいいことだと思っております。まさに評価の一端はそこに町民の皆さんが認めているところではないでしょうか。しかしながら、先ほどから話していますように、一つ大きな起爆剤となるような大胆なる施策を求めているのも事実であります。町長のお考えをその辺からひもといて、いつやるんですか、今はやりの言葉で、今でしょう。

ぜひ、その辺の思いを町民の皆さん、我々に伝えてほしいなと思っております。質問の趣旨につきましては、ここに書いてありますように、企業及び商工会等に対する助成、今後どのようにしていくのか。あるいは、西側の今言いました道路行政の中における企業の誘致、これ実をいうと、課のほうに事前にお聞きしました。ある程度、理解はしておるところでございます。

今後のその辺の見通し等も含めながら、町長の思いを語っていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをしたいと思います、質問の範囲が非常に広うございまして、どれから答えたらいいかなと思っておりますが、大きく分けると2つに分けられると思います。一つは地域を開発して活性化させようと。もう一つは、いわゆる自然を保護し農業を中心とした形。いわゆる土地を守るという、土地を開発する片や土地を守るという部分。非常にこう相反するようなことではございますが、それを整然とやれというようなことだろうと思っておりますが、そういったことから平成25年度になりまして都市整備課と地域振興課、地域振興課というのは農地を守り、保護し、農業を振興していくと、それによるまちおこし。片や都市整備課というのは、土地を開発して、そして、近代的に、そして、自立ある財政収入を得ながら地方自治体を整えていこうという2通り。そういうことで2つの課に分けたわけではございますが、副町長の横に理事がおりますが、彼の頭を見ると非常にここ何カ月で薄くなりましたが。前の仕事が楽やったということじゃないのですが、前は、会計管理者をやっておりまして、今、地域振興課理事兼課長としてやっておるわけですが、非常に難しい、頭も禿げるくらい考え込んでいるというふうなことでなかろうかというふうに思っております。

まず、いわゆるスマートインターあの周辺をどのようにするのかということではございますが、先に申し上げたいわけではございますけれども、あの辺は旅石の人たちに本当にこう長い間、炭鉱のいわゆるあそこに六坑のボタ山ができる、その時点から非常に迷惑をかけてきておるわけでご

ざいまして、その整備を何とかしないと旅石の方に申しわけないという思い。それは、いわゆる私が知っている4代の町長全てが感じて、何とかしなければならぬという思いではなかったかなというふうに思っております。

高速道路とJAのやすらぎの間には昨年、そういうことでポケットパークということで整備をさせていただきました。それから、井尻線からボタ山まで1.1キロこれを先ほど言われましたように、志免・須恵線の枝線として県事業としてやっていただくということで、県のほうで今やっていただいております。

先ほど、7月という、私も7月、7月と言ってきたのですが、若干工事がおくれておりまして、8月にずれ込むのではなからうかと、開通がですね。それは、また後で委員会の中で担当課長のほうからお話があるかと思えますけれども、ちょっとずれ込むのではなからうかと思っております。

今、そういうのが整備されていくと、そうすると、いわゆるそこに交通量が、できた当初は300台、日量300台、今、6,000台くらい毎日通っておるわけですが、そうしますと、志免の大的の新交差点から手前の商工会がある御幸線とぶつかる、いわゆる、何て言いますかダイヤモンドシティーからもぶつかっていく部分が渋滞をして非常に交通の妨げ（「ダイヤモンドやない、イオンモールや」の声あり）イオンモールです。

それで、今、ボタ山の下まで粕屋町が道をつくって須恵町が若干道を延長しました、志免・須恵線まで。それから1.1キロ伸ばしまして開通をする。そうなりますと、今度はその大的の信号のほうを通らないで回りながらいわゆる福岡市の運動公園といいますか、そこ陸上競技場のほうまでつながっていく道。それは志免も念願でございましたし、粕屋町もそれをつくりたいということで志免、粕屋それから須恵この3町で新しい代議士のほうに、まずあなたの仕事はこれだということをお願いをして、県のほうにも延長お願いしたいということですが、県としては、街路事業ということで考えておるようございまして、街路事業になりますと15%地元負担があると、道路事業ですと県が100%出すということで、何とか道路事業としてほしいという思いで、今言っているのですが、須恵町は完成しますが、須恵町を起点としておりますので3町でその道を何とかつくり上げたいと。

今、佐谷から亀山のほうまで行っております佐谷、上亀山停車場線という県道があるんですけども、そのつけかえだということで、これ無理があるんですけどもそれを県としてやってほしいということで、粕屋、志免を通過して陸上競技場のほうにつなげていくという道を計画しておるわけですが、冒頭に申しましたように旅石の方には本当にこう、あそこ高速道路、ボタ山をつくり高速道路をつくり非常に迷惑をかけてきた。

それを何とか整備したい、これがことしの8月に地元の方の御要望に応えられるような形で何

とかクリアできるという状況でございます。今、開発の協議がなされているのはインターの横にトヨタカローラが移転をしました。その横にドラッグストアがまたできます。それからボタ山の横に、今ドラッグストアの建物もできておりますが、その前に県が土地を買えないということで、町が買った土地があるんですが、それをサニクリーンという会社に売りました。サニクリーンが半分を利用して、そこに工場つきの事務所をつくると。隣にはコンビニが何かに建て貸しをするような計画があると思いますが、それから、またその周辺にはホームセンターの建設計画もあります。これは地元地権者に地権者協議がその業者のほうから行われておりまして、本町としては、そこを企業、あるいは商店を持ってこようとか、持ってこないとかいう動きはしてありませんが、そういう相談があったときには窓口を立て、地元の方との協議に入っておるといふ状況でございます。

あと、その後の計画につきましてもいろいろ大型店の出店とかあるわけでございます。粕屋、志免は、いわゆる都市計画街路がきちんと網かけがされておりますので、なかなか進出しにくいと、須恵町は、いわゆる須恵、宇美は無指定というようなことでありまして、非常に、今須恵町の土地は人気があるということできておりますので、それを虫食いになさないように、いわゆる一等農地にどおんと来るようなことであれば、今議員仰せのとおりおかしな開発になってきますので、開発地域は開発地域、守るところは守るといふメリハリをつけてやっていきたいと思っております。

だから、スマートインターチェンジの周辺というのは自然に開発が加速していくのではなからうかというふうに思っております。本来、土地所有者と企業との問題でございますが、そこに町としても入らせていただいてきちんと方向性を定めながらやっていっているという状況でございます。

これに伴う経済効果はという質問でございますが、これについては非常にその建設投資とか設備投資あるいはその操業の収益、いろんな面でこれの効果はというと非常に難しいわけですが、ただ固定資産税とか法人住民税の収入そういったものは計算しようと思えば出せるわけでございますが、今まだまだ流動的で非常にこうわかりませんので、我々としては、どういうふうな評価になるかと財政効果があるかということについては、試算をいたしておりません。

そのことが一つです。それから質問には、今の言われませんでした。商工会に対する助成とかそういうものも書いてあったんですが、それは質問されておられませんので再質問の中で出るかと思いますが、いわゆる農業でどのようにしていこうかという話も質問の中にあるわけでございますが、この農業ということほど農業を答えられる政治家誰一人いないんじゃないかならうかというふうに思っております。

この地域の気候状況、これは山陰地方の気候状況で非常に農業においては適しているという状

況であるわけですが、地形的に非常に無理がある、西斜面であるし急峻ないわゆる山の形態がある。降った水はすぐ流れてしまう、大きな河川もないというようなもの、それから土壌、土質にしても非常に粘り気がある、畑作には適さないというような状況。過去においても柿とかいろんなことやられたわけです。その中で桃とかブドウとかいろんな栽培に手がけられ実験されたんですが、全てにおいてだめだった。一番残ったのはこの辺で残ったのは、立花のミカンぐらいだと思います。それは海の周辺で霜がおりないということで、霜の害を避けられるということであったんですけども、いわゆる品種改良がどんどんできていきまして立花のミカンも全て終わってしまったということで、糟屋郡はどうしても畑作には向かないということです。

というのは、いつまでも日が差して夜と昼間の温度の寒暖の差がないということです。そうすると糖度が高まらないという問題があるわけございまして、気候的にはいいんですけど、位置的には非常に農業に向かない状況である。

それから、その地域だけで考えればそういうことですが、この農業というのはいわゆる国際社会の中でも取り沙汰される問題であって、今TPPで関税を廃止しようという話がありますが、その前にガッド・ウルグアイ・ラウンドというのがあったわけございまして、これについても、まだ有効な期間中でありまして難しい問題がある。

これについても、いわゆるオレンジの問題とか乳製品の問題これについても、関税をどれだけにして輸入を日本はしなさい、そうすることによって、いわゆる見返りとして工業製品の輸出だとかそういったものができますよと。そういったことで、いわゆるインディカ米という、米が不足したときにインディカ米が入ってきましたが、誰も買わなかったことがあるわけですが、日本はジャポニカ米ということでしております。

そのところが今オーストラリア、アメリカあたりではジャポニカ米に近いインディカ米ができて、温かいうちであればなかなか食してもわからないというような米ができております。そうしますと、いわゆる料飯店といいますが、そういったところでは温かいうちに出しますから食べる状況ができていますと、そうすると日本の米がまた売れなくなってという状況もあるわけございまして、今インディカ米を年間7万トン輸入を条件づけられております。

だから、減反が発生しておるわけございまして、米をつくれればよかろうもんということですが、米を買わないかん条件がついておりますのでつくれない、つくっても余ってしまうという。そして、余ったら外国にやりやよかろうもん、その食べられん北朝鮮だとかいろいろバングラデシュ、ああいったところにやればよかろうもん。やれないという、それは貿易等のあれの中で無償で米をやったりするっていうことは禁止されておりますのでできない。

非常にこの農業の問題を考えると難しい問題があるわけですから、農業の問題だけは工業の問題あるいは貿易の問題、そういった国際関係の中でどのように農業をやっていかなければなら

いかという問題でございます。本町においては、田んぼのせまちも狭いし、集積して企業あるいは株式会社に貸そうとしても非常に効率が悪い、狭くても3反せまちぐらい、大牟田のほうに行きますと2町歩ぐらいが1せまちぐらいの田んぼがあるわけで、飛行機飛ばして消毒しようぐらいの広さがあるわけでございますが、本町においてはそういうことはできないということで、この農業政策については本当に頭が痛いところでございまして、私も確としてどのような農業を須恵町で進めていけばいいかというのは答えを持っておりませんが、ただ一点言えることは、福岡市150万周辺が100万あります。福岡県人口の500万のうち都市圏に250万、半分の人口があるわけございまして、都市近郊農業としては何とかできていくんじゃないかと。

しかしここには後継者がいないということで、例えば施設農業、ハウスを借りてそして効率のいい作物つくって都市圏に出そうということになれば、流通形態からしても非常にいいと、恵まれた土地であるということでございますが、それは糸島あたりがやっておるわけでございますが、それも後継者不足等でできないという状況で、じゃあ、これを行政としてどのようなお手伝いができるかという非常に難しい。

起業するのに一番お金かかるのは農業でございます。店をつくるのには何百万か投資すれば店はすぐオープンできるのですが、農業については無から始めるとすれば3反以上土地を買わなければならない、坪5万円にしても4,500万の投資が土地代だけでかかる。それに機械入れたりいろいろすると1億、2億という金がかかる、そして、その3反で1億、2億の埋め合わせするような、収益が上がるかという上がってこない。しかし農業は多面性を持っておるわけございまして、いわゆる自然ダムの役割。休耕田が多くなってその田んぼに水が溜めれない、だから河川にすぐ入って河川がいわゆる決壊をしてしまうという状況、昔は全てに水が溜まって水田でございましたので、それがダムの役割をして徐々に水を流していくという、あったわけですが、だから農業は農業だけで考えられない。いわゆる建設省とかあるいは通産省とかそういったところと抱き合わせながら、農業に対する保護といいますか、整備を行っていかならんという状況でございまして、非常に一地方自治体が農業を基本としてまちづくりをやるというのは非常に難しい問題があるわけでございます。

コミュニティーによるまちづくりをやるという話ですが、百田議員が言われたように、犬のふん害にしてもそういういわゆるばらばらの考え方でありまして、もともと地元の人、農業主体としてやっていた人たちというのは、その地域の中で2割おってないのじゃなからうかというふうに思うところであるわけで、本町においても235戸しか農家戸数はないわけで、専業農家といわれる方が12世帯、それから認定農家はそのうち5世帯しかないわけです。これは後継者まできるといってございまして、そういった古いそのしきたりといいますか、そういう行政区の中に新しい人たちが一度に入ってくればそこで何とかなるのですが、徐々に入ってくるとい

うことで、その人たちのコミュニティーというのが非常に難しさを持っておるといふことでございます。

それと、やはりまちおこしは青年です。青年がその気になってやればできていくわけですが、きょうも朝のテレビで、ある町にシャッター街が一つもない。それは、ずっとイベントやってきた、イベントの回数が何百回という形で、始めればいいも悪いも6回まではしようといふことでやっておりまして、二度と同じイベントはしないといふようなことで、その世代交代が行われたと20若返ったと、今までやってきた人から20若返ったと、その若い世代の人たちが頑張っていくといふことが、まちづくりに一番大事なことじゃないかなといふふうに思っております。

そういう世代が、今新人類という世代が43歳から52歳の10年間、こういった人たちは社会の中の一員として、構成するという役割を果たさそうとしない世代であるわけでございますので、この10年間でやはりコミュニティーを崩壊させていったと、言っても過言ではないといふふうに思っております。

なかなか答えにはならないと思いますが、いろんな弊害とか障害とかそれを乗り越えてやらなければならない。そのつらさといふのはあるわけではございます。何とか、職員一同知恵を絞って、活気ある住んでよかった、住みたくなるような須恵町をつくっていく努力は惜しまないつもりでございますので、また議員各位の御指導御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 今、お答えが先ほども言いましたように、確実に堅実なお答えをいただきました。私が求めていたのはそれじゃなかったのですよね。確かに今町長がおっしゃいましたように須恵町の自然を大事にすること、大切にすることと経済、産業は発展し開発していくこと相反するようには思いますが、そこは今の答えの中にもあったかもしれませんが、バランスのとれた町行政をやっていく、それに期待しているわけです。

じゃあ、具体的にどうするかといふところを、ちょっとでもいいからのぞかせてほしかったなといふのが私の思いであります。

それともう一つ、先日、私は須恵・志免・粕屋にまたがるボタ山に登りました。立入禁止なので登っちゃいけないのですが登りました。360度の大パノラマ、夢が物すごく開けてきます。町長も1回登ってみたらどうでしょうか。考えが変わりますよ、それ期待しています。それと、そこから見るいわゆる先ほどから話していますように、スマートインター及びその周辺のさま変わりといひますか、自然と変わっていつています。その様子は私が登るたびに写真撮っていますが、刻々と変わってきております。いわゆる開発が進み発展の途上にあるといひますか、そういう思いがしております。

そういうのを見つめながら町の行政、町のこれからの将来の構想を、ぜひポタ山に登られて何か育んでいきたいなと思っております。今回の質問の中で一番思いにはせたのは、やっぱりスマートインターができたときに須恵町は変わるよね、多分いろんな企業が来るんよねというような話がなされました。私もそう思っていました。

しかしながら、道ができてないのでまだそこまで行ってないのですよね。やっと今7月か8月に開通するとおっしゃいました。新しく道ができるということは、道路行政の中において道ができるということは、これから先須恵町は変わっていく要素がしっかり含まれていると思います。そこんとこの思いをもう一度簡単でいいです、一言だけでいいです、語っていただきたいなと思って質問を終わりますけど、語っていただいた後に退席します。よろしくお願いします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 宇美・志免・粕屋の核としてポタ山があるわけです。あのポタ山が開発できれば議員仰せのとおり一発で全てが解消されるのじゃなかるうか。議員、ポタ山協議会の須恵町の代表の委員長であるわけでございますから、粕屋と須恵と志免の思いはばらばらです。全然まとまりません。もう三十数年あの状態が続いておるわけでございますが、思いが違うというところが一番の難点だろうというふうに思っておりますが、粕屋、志免においてはあのポタ山の高さが町の中で一番高くなるぐらいの高さじゃないかなと、だからあの形状は残しておきたいという気持ちはある。

須恵町からすると若杉山があるわけございまして、まだ高い位置から眺望がきくわけで、あれは更地にして何か学校か企業か住宅地か何かに開発したほうが良いというような気持ちはあるわけで、それぞれの思いが各町でばらばらで、志免、須恵については、ポタ山は何とかしたいと、粕屋からすると遠い位置にあるわけで、どうでもいいやというぐらいの思いです失礼ですけど、そのような感触を受けるという、会議の中でそういう位置にあるわけでございます。

今、道路ができればと、そのとおりでございます。新宮町があそこにイケアができて、あそこに新宮駅ができます。昔は荒れ野原で何てなかったところなのですが、物すごい開発ができてすごい人口の伸びです。うちよりも人口は少なかったわけですが、先日日曜日に新宮の町長に今人口どれぐらいになりましたって言うたら、2万8,000って言われました。もううちは抜かれている。うちも人口伸びているのですよ、2万7,200ぐらいですか、1000人ぐらいのびているのですが、もう抜かれたんですよ。

そのように駅がそこに来るということで周辺がそれだけ、本町もいわゆるスマートインターあれはETCのあれをつけとかなないと利用できないんですが、それがメジャー化してつける、そうするとどんどん利用者がふえてくる、それによってどんどん人が入ってこられるということです。

道をまずつくればそうそうその行政が企業を誘致したり、いろいろすることも要らないわけで

ございまして、企業というのはやはり、流通として便利な位置を一番に探すわけでございます。探したいんですが粕屋、志免には出ていかれないから須恵に今来ておるわけです。という状況です。

だから虫食いと開発するところときちんとわけて農業委員会でもお願いをしてそういうことでやっておる。うちは非常に整然と開発と保全をするところと守られておりますが、隣の宇美町に行きますともう虫食いです。同じように網かけをしておりませんので虫食いになっておりますが、あのようにならないようにしていかなければならない。あのようになってしまうともう宇美も人口減少になると思います。同じ糟屋郡で須恵町の人口が、今急増に近いような形で人口がふえている。宇美は減っております、篠栗も減っておる。そういう今状況でございまして、じゃあ、須恵町で何を核としてまちづくりをやっていこうかということでございまして、以前ですと町民の方たちの心によって私はまちづくりをしたいということでございまして、先ほどから出るように、心もそれぞれ違ってきております。それだけではまちづくりはしていけないという状況でございまして、開発をするいわゆる西側のあの周辺と、自然を保護していこうという東側の地域と、これのバランスのとれた形で、じゃあ、何をするかということで具体的にということでございますが、具体的には私も今申し上げるようなことは持っておりませんが、西側のあの周辺についてはもう田んぼとしてはなくなってしまふんじゃないかなと、また旅石の方に御迷惑をかけるなという思いもいたしておりますが、開発できるところはあそこだと思います。

自然を残す、それは佐谷の方面だというふうに思っております。あとは山です、山の自然をどのようにしていくか。今までいわゆる環境を守るということは木を切らないという迷信的な思いが皆さんたち強かった。木は50年ぐらいで伐期が来ますから切って植えるということで、いわゆるこう回していかなければならないわけですが、それをずっと置いてしまったという、環境保全といいますが環境を売り物にする人たちの考え方の違いによって、今日本の山は崩壊していつている。だから、あれだけの大きな自然災害が起こってきておるわけございまして、お金になろうとなるまいと自然を考えるならば、やはり山の木を伐期が来たら切ってそして植林をして、あるいは自然木に戻すという形にしていけるか、そのようなことをやらないと難しさがあるわけございまして、本町においては、じゃあ、森林業で成り立つか、成り立ちません。もう秋田杉あたりの3分の1ぐらいしか丈がありません。秋田杉は柱が3本取れるわけですけど、この辺の木は1本しか取れないわけございまして、そういったことも考えると森林業も成り立たない。農業としても非常に難しい。そうすると何で生きていくか、やはりすばらしい自然が残った住環境として、そして幾らかのいわゆる財政収入が上がるような企業を誘致してやっていく、この方法しかない。

いつか大きな道ができたり大きなスマートインターじゃなくて、大きなインターに変われば、

また違った大企業が進出してくるという可能性っていうのができてくるわけでございますが、今のところスマートインターも乗用車しか出入りができませんので、これがトラックが出入りできるということになればボタ山というのは、すぐ浮上してまいります。そういう問題も含めて、やはり先ほど議員が言われたように、そういったアクセスをどのようにしていくかによって、そのまちの開発っていうのは考えていかれるということで、何もしなくて開発をあるいはどのようなまちにしていこうかということは考えにくいわけでございますので、極力交通アクセス等をして、住みよいというのは安全、安心という意味と便利だという意味も含めたまちづくりをやっていきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 終わりますが、町長の得意とするバランスのとれた町行政に期待しながら質問を終わります。

議長（三角 良人） 9番、今村桂子議員。

議員（9番 今村 桂子） おはようございます。座席番号9番、今村桂子です。

通告に従いまして待機児童対策と保育士の確保等についてお尋ねをいたします。町長におかれましては、日ごろより子育て支援に力を入れアザレア幼児園、れいんぼー幼児園などの認定こども園を活用した幼保一元化の開園、保育園の延長保育、幼稚園の預かり保育、病児、病後児保育の実施。親子の交流を深めるつくしんぼ、親子ふれあい広場、チャットルームなどさまざまな取り組みを行っておられ、町民からの評価も高いところでございますが、女性の社会進出、経済の低迷などの社会経済の情勢の変化などにより、今後ますます女性の就業率は高くなると見込まれております。

共働き世帯が増加する中、男女がともに家庭と仕事を両立し、安心して働き続けながら子育てできる環境を整備することは、新しい社会インフラとしてますます重要な課題となっております。国においても、家庭生活と職場生活やその他の活動との調和を図るワークライフ・バランス憲章及び行動指針を策定して、推進に向けた取り組みを進めております。

しかし、核家族化や隣近所の関係の希薄化などの影響もあり、待機児童が社会問題となり早期の対策が必要となっております。幼保一元施設の認定こども園を含め町内には認可保育園、民間委託保育園など4件届け出保育園などがあり、それぞれまちと連携した取り組みを進めております。

保育園の児童数、待機児童数はともに年々増加傾向にあります。私が平成22年に一応待機児童について一般質問をさせていただいたときには、第2幼児園ができることで待機児童解消につながる方策をとっていくということでございました。大分期待をしまして、町民の皆様もすごい

期待であったと思われます。幼稚園の開園前が30名の待機だったのが、いざふたを開けて見ると80名ということで非常に待機がふえたわけでございます。

現在は少し落ち着いているようでございますが、今回かやの保育所が解体ということで1,300万円かけて解体するという議案が出ております。昨日、ちょうどみんなで議会のほうで、かやの保育園に視察、現場視察に行かせていただきました。古い施設ではありますが、まだまだ使える施設でもったいないなという声が非常に上がっております。明日、一応審査になっておりますけれども、私の考えだけを述べさせていただきます。

まだ、買い手がついていないということでございまして、更地にして売れば何とか買い手がつくんじゃないかということ、1,300万円をかけて解体するわけでございますが、ここを認可というか一応国のほうも政策が変わりまして、非常に小規模な緩和策で小規模な保育所等もできるということでございますので、ここを活用して待機児童対策に活用、また今日老人クラブの方たちもたくさんお見えでございますけれども、老人クラブ等の方たちが憩える場所としていただいて子供たちと校庭、園内でふれあえるとか庭のほうでみんなで遊べるような施設にできないものかなということが一点でございます。

非常に町の財政も厳しいので売りたいのではあると思いますが、もしそれがだめであれば解体した後に、民間の幼稚園というか民間の保育所を誘致できないものかと、民間であれば今回町長が都市再生特別措置法等でお話をされてありましたけれども、建物のほうとか運営費等も一応国からと県、そして町も一部負担をいたしますけれども、出るということで、そういう方策等とはれないものなのかということ、まずは御質問させていただきます。

それから今回、来年度から南幼稚園のほうで3歳児保育が始まるということで、少し待機児童の緩和になるのかなということも期待をされるわけでございますが、福岡市等が、今、非常に待機児童対策に力を入れておりまして、保育士の不足ということで、保育士確保に毎日のようにニュースになったりとか、いろいろ保育士確保ということで非常に動いてあるわけでございます。

そんな中で須恵町のほうも、めぐみ保育園のほうで保育士不足ということで、児童を受け入れられないということが起こっておるのが今年でございます。

その中で3歳児保育が、今回来年度から始まるということで、先ほど少しお話がありましたが、非常に保育士の確保が難しいのではなかろうかと予想されるわけでございます。それで、先ほどの話では1名を増加するというので、3名退職。それで、再任が1人、新規を2名採用するというのでございました。

今後の待機児童対策と、それから保育士の確保について、町長のほう、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 以前に、私が役場に入ったころ、非常に行革で有名な久山に小早川町長さんという町長さんがおられまして、経団連の土光さんと対談をしたりということで、全国的に有名な方でしたが、この方の考え方っていうのは、幼稚園は行政でつくるが、保育所はつくらないと。いわゆる「三つ子の魂百までも」と言われるように、3歳までは親がきちんと養育をするというのが当然だという考え方でございます。当時はそれでよかったのですが、今は、今議員おっしゃったとおり、女性の社会進出、男女雇用機会均等法とかいう法律の中で、男女同権として働くという社会進出が進んでおるわけでございます。

そういったことから、今回、東幼稚園とかやの保育園を廃止して、れいんぼー幼児園ということで、若干規模を拡大して幼児園をつくったと、それによって待機児童が緩和できるのではなかろうかというふうな予測に立ったわけでございますが。

今、言われるような状況でございますが、今、待機の数、これは日に日に変わっていくわけでございますが、現在の数値でございますが、昨年度の4月1日現在で37名の待機者がおられます。ことしの4月1日現在では41名ということで、4名待機者がふえたということでございますが、待機者の内訳としてゼロ歳児が5名、1歳児が14名、2歳児が6名、3歳児が10名、4、5歳児が6名ということで、待機児童がおられるということでございますが。

今まで町立の幼稚園、東と、それから南、から西の、いわゆるアザレアのほうの西幼稚園部分を含めると、229名の幼稚園児がおったわけでございますが、ことしになりまして、それが361名にふえておるわけ、130名の幼稚園に入って来られる人がふえたわけでございます。これは、やはり子どもが進めております、幼保一元化ということ、それから、幼稚園の若干のサービスを広げようということで、給食制度、あるいは延長保育とか、そういったものをしてきたことによって、幼稚園でもいいかなということで幼稚園の希望がふえてきた。

人口もふえておるという中で、130名の増加と、これは予測できたことだろうというお話でございますが、なかなか130名もすぐそこにふえてくるっていうのは、なかなかの難しい問題がありまして、大きな施設をつくりましたが、依然、待機児童の解消までいっていないということでございます。

それで、じゃあ待機児童どのようにするかと、かやの保育所を残したまま、第三者といいますか、民間に経営を委託するということではどうかということでございますが、41人ということでは経営が成り立たない、せめて100人ぐらいはいるわけございまして。

じゃあ今の待機児童の中で、何とかカバーしなければならないということでございますが、かやの保育所は若干使えるような可能性はあるということですが、なかなか土地の形状的に買い手がつきにくいということで、あのまま施設を置いておくと、やっぱり危険性があるということで、それは、町のほうで一応壊して更地にして希望者に売ろうという考え方。

これは、財政がどうだっていうことだけじゃなくて、もともとそれはれいんぼー幼稚園の代替地としての、それを土地代はそこからペイするために売るんだという話で、東幼稚園のほうについては、今、そういう買い手の方がいますので、今協議を進めておるといところで、それについては、もう解体もその土地を買われた方に解体をしていただくという考え方を持っておるわけでございます。

今回議案にも出しておりました、第一学童保育所とコミュニティーの施設を、第一小学校の校庭に移して、あそこがあくわけでございますが、そのままでは待機児童の対策の部屋としては難しいという問題がありますし、じゃあ無認可でもそれいいのかという問題もさまざま意見が出ますので、今、子ども教育課のほうで検討しておりますが、そこに待機児童の一時預かり的な施設としてできないかということで、今、あらゆる関係機関との協議を進めておるといふうなことでございます。

それから、保母さんのいわゆる問題です。資格を持ってある方はそこそこおってあるのですが、非常に重労働できついということで、特に民間あたりには行かれようとしないう部分あるわけで、公共の場合はそれほど厳しくない状況でありますので、田原議員の質問でも答えましたように、1名は再任用で、2名を採用して、できればあと何人かを臨時雇用という形で、それは先生たちが休まれるときに代替として、どうしても先生はいりますので、そういう問題も含めて。それから今南幼稚園が3クラスに分けておりますのを2クラスにすると、1名の教員が余りますので、そういったことで対応していこうかなというふうに思っております。

横浜が日本で一番待機児童が多いというのが、今解消して、待機児童ゼロというようなことになったわけでございますが、これは株式会社参入ということで、これはいろんな幼稚園、保育所側の抵抗があつたりもしているのですけども。本町では、株式会社参入も認めておりますし、そういった抵抗もございませんので、将来的には言われるように、3桁に待機児童がなれば、それは増設ってことでは無理ですので、もう1園民間でも誘致しようといふうな考えを持っておるところでございます。

教員確保についても難しい状況であります。正式な町の職員として採用すれば何とかできるのではなからうかという考えを持っております。

以上です。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） ただいま答弁をいただきました、横浜の株式会社参入のところニュースになっておりましたけれども、非常にここは給与が高いそうでございまして、皆こぞってそこに行きたがるということで、待遇も非常にいいそうでございます。ほんとに保育士というのは、国家資格なんですけれども待遇が悪い、給与面も非常に低いということで、皆さん保育士の

学校を出られても保育士にならない方が非常に多いということで、これは国の問題でもあると思いますし、これから待遇面もよくなっていくのかなというふうには思っておりますが。

先ほども言いましたように、福岡市のほうがほんとに大規模な募集をかけております。これで、どういう条件の内容なのかなとは思いますが、こちらからの職員が引き抜かれるとか、例えば転職、それからこちらが採用したい人数が確保できるのか、非常にこれからが難しい問題じゃないかなと思います。その面で言えば、先ほど正職員にしたらどうかなというようなことがありましたように、身分の保証、それから通勤手当とか、賞与を少し出すとか、そういうような待遇面のことも今後検討をして、なるべく確保をしていただくような感じにはなっていくのかなと思いますので、その辺は今後の検討ではなかろうかと思っております。

その辺もちょっとお聞かせいただきたいのと、それから待機児童が現在41名までに減っているということで、一時は80名と聞いておりましたので、非常にこれは問題だなというふうには思っておりました。この中には、多分これから働きたいという方、潜在的な方もたくさんいらっしゃると思います。それと、幼稚園が130名プラスされたということで今後幼稚園の待機も出るんじゃないかなというふうな心配も出てくるのかなというふうには思っております。

特に国の政策で幼稚園等に補助が出るということ等ありますので、今後皆さん幼稚園のほうに集中するのかなと、私も町長が先ほど言われましたように、子供はなるべく小学校入るまでは母親の手で育つのが一番いいなというふうには思っております。その点で言えば幼稚園のほうがいいなとは思っておりますし、延長保育、それからお弁当等をつくらなくて給食が始まるとか、そういう面であれば少しは幼稚園のほうにふえる確率もふえるのかなというふうにも思います。

ただ、やっぱり仕事をしたい母親という、経済的なものもあります、そういう中でそういう母親がどの程度いるかということで、2年前にこれは統計で、前も申しましたけれども、我が町須恵町の母親の就労状況ということで、調査が出ておりましたので、これは就学前児童の保護者、母親の現状です。以前は就労していたが、現在は就労していないというのが41.6%で、最も高く、パート、アルバイトが24.8%、フルタイム就労とか育児などの休業中の人を含んで合計すると、何らかの形で就業している人は49.3%になるという、現在就労していない母親のうち、就学前児童の保護者の26.5%が1年以内での就労を、59.4%の母親が、子供がある程度大きくなったら就労したいと希望しています。合計すると、85.9%が就労を希望しているという状況です。

このような状況の中で、ますます待機児童がふえてくるんじゃないかな、世の中は少子化とは言ってはおりますが、ますますこれからふえていくというふうには思われます。子育て中のお母さんは、働きたくても子供を預けられないということで大変困っているという現実問題として捉えているわけでございます。

現在41名の待機がいるということで、ちょうどきょう傍聴者いらしてますし、議員のここから先、傍聴者の方までの、お母さんたちの数が大体そのぐらいなのかなと、80名といえここにいらっしゃる方よりもっとふえると思うんですけど。そういう方たちがちっちゃい子供を抱えながら、保育所を空くのを待っているわけです。一人一人の現実にとっては、非常に大きな問題であると思います。私たちは数で捉えますので、それは41名だよと言いますが、それぞれのお母さんたちは、待機するというのは非常に、早く空かないかなと厳しい状況の中で待っていらっしゃると思うのです。

こういう中で、具体的にじゃあどういう取り組みをしていくかといいますと、先ほど町長が第一小学校のほうに学童が移るということで、その後検討ということでございます。

今、国のほうが非常に緩和されて保育ママ制度とか、北海道に研修に行ったときにありましたけど、私は、余りちょっと保育ママ制度は保障の問題でよくないなと思ったのですけれども、分園制度ってということで多分町長のほうが話をされているのかなということだと思うんですけど、民間のほうだと補助、支援が出て、30分以内の距離にあれば分園が可能で、運営ができるというふうに変わって来ているということ。

うちのほう民間の保育所がわかすぎの杜保育園と、それからめぐみ保育園ございます。そのどちらかが、その中で学童保育所の後を利用して、分園として運営していただければそれこそ待機児童の解消にもつながるのじゃなからうかと、また南幼稚園のほうとも近いということで、幼稚園のほう入れなかった方たちもそこに入れる可能性もある。

いろんな形で町長のほうも考えていらっしゃると思いますけれども、その辺のことをもう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 具体的にそれをどうしようというあれじゃなくて、一応そこに施設が余ります、その施設をどのようにしようかということで考えておりましたら、待機児童対策として使うのが一番いいのではなからうかという問題でございます、そういった分園も可能ということでありますので。ただ問題は、私立のほうも保母さんの獲得が非常に難しい問題がありますので、それなりのお力を行政として出さなければならぬのかなというふうには思っております。

いずれにしても待遇の問題だろうというふうには思っておりますので、町としても少し待遇改善、いろんな面で隣の志免とか財政が豊かですから、高いんです。だから、志免のほうに行くというようなことで、行く人が多いのですが、それ並みぐらいにはやって頑張っていきたいというふうには思っております。

時給の問題にしても、大体3町予算会議の中で話し合わせはしておるんですけど、やっぱりちょっと出し抜いて募集のときに若干10円高いとか、20円高いとか、そういう状況もあったり

もしますので、それは状況を見ながらよそに負けないような待遇で保母さんの確保はしたいというところでございます。

学童保育所についても、その状態で40人全てが入られると非常に狭い状態でもありますし、施設の改善等も出てくるのではなからうかと思っておりますが、要は、れいんぼー幼稚園があれだけ立派になったものだから、じゃあ預けてみようかという待機者もおるやに聞いておるのですが、その数が具体的にどんくらいかという話が出るとわかりませんので、答えたくなかって今言わなかったのですけども。

そういったことで今のところ何とか待機児童ゼロに向けて、教育委員会のほうも頑張っておりますので、来年度は期待のできるような形にしていきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 非常に待遇改善にお金もかかりますし、労力もかかるということで、大変だろうとは思いますが、志免町等、お金は持っているんで、あちらに負けないように、また福岡市にとられないようにと、さまざまな検討をしていながら、保育士の確保をお願いしたいと思います。

国のほうでも保育士が足りないということで、非常に、今、緩和を検討されているみたいで、研修を受けたらちょっと保育士のほうに務められるとか、そういうふうに少し変わってくるかもしれないけど、まだそれが、具体的な形になってないということで。

北九州市のほうで高齢者というか、子育ての経験のあるお母さんたちを2,000円でしたかね、雇われて子供の面倒を見てもらう、お互いがいい環境の中でやっているような話が、この間テレビの特集でやっていたのですが、非常にいいなと思って見ておりました。今後そういう緩和が国のほうから、緩和ができるのであれば、またそういう子育て経験のあるお母さんたち、まあ高齢者の方たちもそういう形で、何らかのお役に立てるようなこともできるのではなからうかということも、今後の先の問題ではありますけど、考えられるのじゃないかと思っております。

それと、確かにれいんぼー幼稚園ができた当時80名っていうことで、非常に多い待機がありました。それはやっぱり期待もあったと思いますし、これを機会に私も働きたいというお母さんたちもたくさんいらっしゃったと思います。

私も今孫が来てまして、1カ月ぐらいいるのですが、非常に1歳ぐらいの子供を1日面倒見るといのは、ほんと大変だなと、もう実感しているわけでございます。待機児童のいらっしゃるお母さんたち順番待ちの方で、やっぱり近くにお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる方は、後に回ってもらうということで後回しにされている方もいらっしゃるみたいですけど。今まではそう思わなかったのですけど、自分が実際孫の世話をしてみても、こりやおじいちゃん、おばあちゃんがちっちゃい子を1日預かるちゅうのはほんと大変だなと、多分

その方たちが病気になるくらい大変じゃなからうかというふうに思いまして。まあその辺もやっぱりちょっと検討をしてもらえないものかなと、やっぱり一緒に住んでいたらそんなにないと思うんですけど、近くにいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃんに預けるっていうのはほんとちょっと大変だろうということも思いましたので、ちょっとその辺も検討できるようであれば順番等の検討も、そこ外してもらったほうがいいんじゃないかなというところもちょっと思っておりますので、その辺の検討もしていただければなと思います。

そして、教育長が当初本会議の教育行政報告の中で、子育てするなら須恵町でということを取り組んでいくというふうに言われておりました。ほんとに、若い層が須恵町に住みたい、須恵町の中で子育てをしたいと思えるまちづくり、また、子供を育てやすい環境づくりを、今もたくさんされてありますけれども、今後もさらに進めていただいて今後のニーズを見据えて、保育サービスの充実の検討をしていただきたいなということでございます。

まだまだ、働きたいお母さんたちいっぱいいらっしゃると思います。こういう方たちの不安を解消していただいて、少しでも努力をしていただきたいと思いますので、今後、そういう検討をしていただけるかどうかの質問をいたしまして、後はよろしく願いいたします。

町長（中嶋 裕史） 答えがあるん。

議員（9番 今村 桂子） おじいちゃん、おばあちゃんたちの順番待ちのときにそういうことを外せるかどうかとかです。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） これちょっと答えにくいとですが、おじいちゃん、おばあちゃんも元気なおじいちゃん、おばあちゃんもおられるし、年齢的な問題もあります。一概におじいちゃん、おばあちゃんが近所におられるけんていうことであると、きょう見えてありますけど、腹立たしいっちゃんかならうかと、それをちょっと考慮して、教育委員会のほうでちょっと検討したいと、今のところクジでがらがらということをやっております。

議員（9番 今村 桂子） まとめで済みません。ほんとに、ありがとうございます。自分も若いいつものおばあちゃんのもりでございますが、やっぱり朝から夕方まで預かるというのは、ほんときついなと実感をいたしましたので、今後検討をいただけるようであれば、よろしく願いいたしますし、少しでもそういう働きたいお母さんたちの不安を解消していただけるように努力をしていただければ、今後も須恵町にはもっともっとたくさんの活気ある若い方たちが住んでいただけたらと思います。

福岡市や、近辺の志免町、粕屋町に負けないように、須恵町が一番ということで、子育ての町にしていきたいと思っております。

以上です。

議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、11時15分より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月21日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時04分散会

平成25年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成25年6月21日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成25年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 9 議案第37号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第38号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」
提出を求める陳情書
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第 9 議案第 37 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 10 議案第 38 号 平成 25 年度須恵町一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 11 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」
提出を求める陳情書

日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事(地域振興課)・・印 藤 勝 人
理 事(図書館長)・・今 泉 智 明	理 事(公民館長)・・安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・安河内 久 人
上下水道課長・・・・・石 井 浩 二	子ども教育課長・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・川 津 政 文	出納課長・・・・・・・・大 塚 信 夫
総務課参事・・・・・満 行 誠	監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1 . 議案第29号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） おはようございます。

議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について予算特別委員会の報告でございます。

別紙、平成24年度補正予算書1ページでございます。

平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,719万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億3,504万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表、繰越明許費補正による。

5ページでございます。第2表です。

4款衛生費3項上水道費、事業名、福岡地区水道企業団出資金、変更前483万6,000円、変更後490万6,000円、7万円の増額でございます。3月に補正済みでしたが、その後の国の補正に伴う企業団の補正に伴います。

事項別明細にて主なものを抜粋いたします。6ページでございます。

歳入の1款町税では、1項から4項まで決算見込み及び実績による増額補正となっております。ここでコンビニ収納率の質疑に対しまして16%だったとの答えがっております。

8ページをお願いします。2款から9款までは、交付決定額による補正となっております。

なお、10ページ、9款地方交付税は普通交付税、特別交付税合わせて22億4,031万4,000円となり、公債比率27.54%となります。

12款使用料及び手数料は実績によるもの、13、14款の国県支出金は確定によるものでございます。

14ページでございます。19款繰入金では、財政調整基金と減債基金の繰り入れを減額し、

最終的に両者の取り崩しはなしとなります。

16ページ、歳出にまいます。2款1項総務管理費は、LEDの交換費の一部がエアコン工事に含まれたための減と、基金積み立ての増となっています。ここでLEDに関しての質疑があり、使用頻度の少ない箇所を除きほぼ交換済みで、費用は996万円との答えがっております。

3款1項社会福祉費は、計1億1,625万1,000円の減額補正であります。主なものは国保特会への法定外繰り出しのマイナス1億円です。この程度の過剰な予算が必要だということでございます。

18ページをお願いします。3款民生費は、決算見込みとなっております。

4款1項1目住民健康対策費の減額では、各種予防接種が見込みより伸びていないのが理由なので、より周知をしてはとの意見がでております。

6款農林水産費は、不用額と入札執行残による減。

8款5項1目公共下水道費は、下水道特会の決算見込み等による減額補正で、議案31号分でございます。

以上、討論、採決の結果、委員会は全員賛成で可決いたしました。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2・議案第30号

議長（三角 良人） 日程第2、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、24年度補正予算書22ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,071万7,000円を減額し、総額をそれぞれ31億3,693万9,000円とします。

23ページ、歳入の主なものは、医療費に対する国庫補助金や県補助金などが確定いたしておりますので、決算見込みにより増額補正がなされております。

24ページ、歳出につきましては、主に医療費の補正でありまして、決算見込みにより不用額が減額されております。

なお、歳入及び歳出の決算見込みによりまして、29ページ、歳入の8款の3節一般会計繰入金1億円の減額補正ですが、2月の決算見込みにより赤字が想定され、2億8,488万9,000円の補正がされたわけですが、国県等の補助金が増額になったこと、歳出の医療費の確定により、実質赤字補填額は1億8,488万9,000円となり、その額を一般会計から繰り入れ、収支の調整が行われております。

文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3．議案第31号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

別紙、平成24年度補正予算書39ページとなっております。

平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,870万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

44ページをお願いいたします。歳出からでございますが、1款1項1目一般管理費は、決算

見込みによる260万円の減額、2款1項1目公共下水道事業費は、決算見込みによる1,040万円の減額、同じく2目下水道維持管理費は、決算見込みと委託料の執行残による100万円の減額でございます。合計マイナス1,400万円の同額を、戻っていただきまして、42ページ、歳出の5款1項1目一般会計繰入金の減額としております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としています。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4．議案第32号

議長（三角 良人） 日程第4、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は4ページから18ページとなっておりますが、別紙の要約を配付いただいておりますので、そちらをお願いいたします。

ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しといった、カラー刷りの資料でございます。よろしいでしょうか。新旧対照表の条項につきましては、当初本会議において担当課長より詳細な説明がっておりますので、これは省略させていただきたいというふうに思います。

それでは、大きく6点になっております。まずは、1ページ、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しでございますが、これは平成25年から平成49年までの25年間復興特別所得税2.1%が課税されることに伴うもので、下記のグラフの下段のBの部分がそれに当たりますが、ごらんのとおり総額に変更はないということになっております。

次のページをお願いいたします。固定資産税の納税義務者等では、独立行政法人森林総合研究所の非課税廃止に伴うものでございます。続きまして、延滞金等の見直しでは、国税の見直しに合わせた割合となっております。本則はそのまま、特例の見直しになっております。

最後の3ページでございますが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除では、消費税引き上げに伴う影響を平準化する特例的な措置として、控除限度額が下記のとおりとなっております。なお、これが消費税率の変動にまたがる場合は契約書の記載によるということとなっております。

次に、固定資産税等の特別措置であります。各町独自の税率であるわがまち特例で、備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設するということになります。

最後に、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例は、住居を失った者の相続人がその土地を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例の対象になるというものでございます。

以上、これらに従い、町税条例を新旧対照表のとおり改正するものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決をいたしました。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5・議案第33号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書19ページをお開きください。

地方税法等の一部改正に伴い、須恵町国民健康保険税条例において改正の必要が生じたので、今回専決により改正されています。

22ページ、新旧対照表をお願いします。改正点は、国民健康保険の被保険者であった方が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置が講じられたことによる改正です。

第6条の2では、医療分に対する世帯別平等割額について、第1号では、「特定世帯の規定」を「特定世帯と3年間延長する特定継続世帯の規定」に改め、第3項第8条の2及び第25条において、同じと改められ、第3号に特定継続世帯の世帯別平等割額を1万7,250円が追加されています。

23ページ、第8条の2、後期高齢者の支援分に対する世帯別平等割額は、第1号の「特定世帯以外」を「特定世帯及び特定継続世帯以外」に改め、第3号に特定継続世帯6,000円が追加されています。

第25条は、国民健康保険税の減額、第1号から第3号までは世帯主を含む被保険者の前年中の総所得金額が、一定基準以下の場合の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する軽減割合及び後期高齢者支援分に対する世帯別平等割額が改められております。

第1号については軽減割合が7割、第2号は5割、第3号は2割で、それぞれ医療分と後期高齢者支援について、「特定世帯以外の規定」を「特定世帯及び特定継続世帯以外」に改め、特定継続世帯の規定が追加されています。

27ページ、附則の16項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、法律が引用されているので、今回改正されています。

21ページ、附則第1条、この条例は平成25年4月1日から施行する、ただし附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2条、次項に定めるものを除き、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新条例附則第16条の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する。文教厚生委員会、全員賛成で承認しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号須恵町国民健康税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6 . 議案第34号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 3 4 号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 3 4 号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は 2 8 ページでございます。

組合議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更することに伴うものとなっております。

3 0 ページをお願いいたします。新旧対照表であります。第 5 条で、組合議員は関係市町村からそれぞれ 1 人となり、1 1 人が 7 人となります。また、第 1 1 条では、不足分の負担割合を均等にするというものでございます。負担率が議員数に比例しているため、1 1 分の 1 ないし 2 がそれぞれ 7 分の 1 となります。ちなみに、ここ過去 3 年での不足額が年間約 1, 8 7 0 万円だということでございますので、当町の負担金額は、「1 1 分の 1 の 1 7 0 万円」が「7 分の 1 の約 2 6 7 万円」と、1 0 0 万円弱の負担増になるということでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 3 4 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 3 4 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 3 4 号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 3 5 号

議長（三角 良人） 日程第 7、議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書 3 1 ページをお開きください。提案理由としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 7 条において、準用する同法 2 6 条の規定に基づき、須恵町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要が

あるので提案するものです。

32ページ、この件については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定されたことに伴い、緊急時に国及び県と連携して迅速かつ的確に対処できるように、町の対策本部設置に関する条例を整備するものです。

内容としては、条例で本部長、副本部長、本部委員を任命し、本部において情報交換及び連絡調整を行うための会議を設置するなどの必要事項を定めているものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8・議案第36号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書34ページをお開きください。提案理由は、子ども・子育て支援法第77条1項の規定に基づき、須恵町子ども・子育て会議を設置し、同会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、須恵町子ども・子育て会議条例を制定する必要があるので提案するものです。

35ページ、第1条で、子ども・子育て支援法第77条1項で市町村においても設置努力義務が定められており、この会議の役割として、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、町及び県の計画策定変更の際の意見聴取に応じる。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、児童福祉と児童教育双方の観点を持った方々や子育て当事者の参画を得て、調査や審議をすることとなっております。

内容としては、15人以内の委員で組織し、委員の任期は2年、会長及び副会長各一人を置き、会議は会長が招集、関係者の出席を求めることができる。また、庶務は子ども・子育て支援担当課で行うなどの内容となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9・議案第37号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について総務建設産業委員会の報告でございます。議案書は37ページでございます。住所、糟屋郡須恵町大字旅石142番地、氏名、渡邊親善、生年月日、昭和21年7月26日、66歳、任期は、平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3年間、経歴は次ページのとおりとなっております。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、任期満了に伴い、再任の同意を求めるところでございます。委員数は3名となっております。質疑はございませんでした。

採決の結果、委員会全員賛成で同意でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第37号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

日程第10．議案第38号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙、平成25年度歳入歳出補正予算書の1ページでございます。

平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,869万4,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ78億4,869万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

主な補正を抜粋し説明いたします。4ページでございます。

歳入です。13款1項1目民生費国庫負担金の増は、3歳未満児児童手当15分の7の助成の未計上分でございます。

14款県支出金では、自殺対策、畜産農家補助、荒廃林再生事業及び教育費補助でございますが、この教育費補助は、第二小学校と東中学校の小中連携事業が3年間の研究指定を受けたことによります。

17款1項1目基金繰入金の減額は、13款国庫出金の増額補正等に伴う取り崩しの減となっております。

続きまして6ページ、歳出でございます。

2款1項6目財産管理費は、れいんぼー幼稚園の火災保険料、3目電算管理費は、内容の性質上、13節委託料の一部を14節使用料及び賃借料に振り替えています。

3款1項1目社会福祉総務費では、DV・自殺対策の電話相談員賃金が計上されています。当

初で計上しなかった理由についての質疑に、県の確定のおくれとの答えでございます。同じく2項児童福祉費では、かやの保育所の解体工事及び駐車場の復旧工事費が増額補正となっておりますが、かなり高いのではないかという質疑に対し、設計単価なのでこうなるが、実行金額は要望に沿うよう努力するとの答えでございます。また、第一学童保育所建築工事においても同様でございます。

8ページです。4款、6款は県補助分でございます。8款2項2目一般道路新設改良費では、地権者等の要望により、県道志免・須恵線の記念碑にかかる費用が計上されております。

10ページ、10款教育費では、1項2目事務局費で、小中学校の教員増によるパソコン購入費が主でございます。2項、3項では、寄附金による図書購入費がそれぞれ追加計上されております。

12ページでございます。4項2目南幼稚園費では、エアコン購入費が補正されております。これにより、園児は、一堂によいコンディションの中での昼食がとれるということになります。

13款予備費は、収支の調整となっております。

以上、委員会全員で可決をしています。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．陳情

議長（三角 良人） 日程第11、「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

陳情者は、福岡県保育団体連合会代表の成富正敏さん。陳情理由は、2012年8月子ども・子育て関連3法が成立し、2015年4月1日から新制度施行に向け、子ども・子育て会議が設置され、詳細決定されることとなります。

これまでの保育制度は、国と自治体の公的責任のもとで、子供の保育のための最低必要施設の基準の遵守とそのために必要な施設運営に対する財政保障を柱としておりましたが、新制度は利用者、保護者個人への子育て支援補助を柱とする仕組みになり、市町村責任下の保育所以外にさまざまに基準が異なる直接契約方式の施設等ができます。

全ての子供の健やかな育ちのために、保護者が安心して子育てすることを個別自治体の独自政策はもとより、国が政策的に果たすべき役割や自治体への財政的な支援が特に求められており、今後の子ども・子育て会議等の中で、子供の権利保障を最重要課題においた重要な検討と国の財政措置が図られますよう、国に対し、意見書提出の採択をしていただきますよう陳情いたします、という内容です。

委員会では、子供の日常生活に最低限必要な基準が緩和されることがないように、子供が保育を受ける環境、基準、条件に格差がないよう、また国からの自治体への財政的支援制度についても、子ども・子育て会議で決定されるようとの内容が望ましいとの意見で、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、本陳情は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書は、採択することに決定しました。

日程第12．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、広域行政調査特別委員会より3町合同会議について、文教厚生委員会より社会福祉協議会理事及び町内小中学校管理職との意見交換について、総務建設産業委員会より町税の課税・徴収事務状況調査について、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は終了しましたが、ここで糟屋地区議長協議会10年表彰の伝達式を行いますので、よろしくお願いたします。

原野敏彦議員、三上政義議員、今村桂子議員、合屋伸好議員、前にお願いします。

表彰状、須恵町原野敏彦殿、貴殿は長期にわたり議会議員として、地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成25年5月1日、糟屋地区議長協議会会長 大林弘明 代読。（拍手）

表彰状、須恵町三上政義殿、以下同文です。（拍手）

表彰状、須恵町今村桂子殿、以下同文です。（拍手）

表彰状、須恵町合屋伸好殿、以下同文です。（拍手）

町長（中嶋 裕史） 表彰状、須恵町三角良人殿、貴殿は長期にわたり議会議員として、地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成25年5月1日、糟屋地区議長協議会会長 大林弘明代読。（拍手）

議長（三角 良人） 以上で、6月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合をお願いします。

会議を閉じます。平成25年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時53分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 1 番 田ノ上 真

署名議員 2 番 百田 輝子